

本庄市行政改革大綱及び実施計画 (平成25年度～平成29年度)

総括

平成30年7月

本庄市

目 次

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 本庄市行政改革大綱総括について | 1 |
| 2 | 本庄市行政改革大綱の概要 | 2 |
| | （1）目的 | 2 |
| | （2）計画期間 | 2 |
| | （3）基本方針 | 2 |
| | （4）体系図 | 3 |
| 3 | 本庄市行政改革大綱の成果・効果（実施計画の取組結果） | 4 |
| | 基本方針1 | 9 |
| | 基本方針2 | 19 |
| | 基本方針3 | 38 |
| 4 | 本庄市行政改革大綱の基本方針ごとの総括 | 61 |
| 5 | 本庄市行政改革大綱のまとめ | 62 |

1 本庄市行政改革大綱総括について

本市は、平成18年1月に合併し、新本庄市としての「本庄市行政改革大綱」及び「行政改革大綱実施計画」を平成19年3月に策定し、総務省が明示した「集中改革プラン」が示す項目を含む様々な改革に取り組んできました。その結果、民間委託や定員適正化計画の推進等による経費の削減、また、入札制度の改善や申請等手続きの円滑化等による行政サービスの向上、さらに、住民参加による事業実施や防犯ボランティアの拡充、地域との情報交換等による市民との協働の推進など、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、本市の財政事情は依然厳しい状況が続いており、また、そのような厳しい状況にあっても、市民ニーズを的確に把握し、質の高いサービスを提供するために、限られた財源や資源の有効活用と新たな財源の確保、持続可能な財政基盤を確立することが求められていました。

こうした状況の中、これまでの改革の成果を踏まえながら、絶えず変化する時代に対応した新たな行政改革を推進するため、平成25年4月に、平成25年度から平成29年度の5年間の計画期間とする「本庄市行政改革大綱」を策定しました。

本大綱では、基本方針として「1. 行政サービスの質の維持・向上」「2. 行政サービスの提供方法の見直し」「3. 健全な財政運営」の3つの方針を掲げるとともに、それらを達成するための具体的な取組みとして52項目にわたる「実施計画」を策定し、行政改革の着実な推進に取り組んできました。

推進にあたっては、市長を本部長とする庁内組織である「本庄市行政改革推進本部」を中心に全庁的に取り組み、毎年度の進捗状況を把握するとともに、PDCAサイクルに基づき適切な進行管理を行ってきました。また、改革の進捗状況や計画の適合性などを市長の諮問機関である「本庄市行政改革審議会」でご審議いただき、審議会での意見や助言を行政改革に反映させるなど、市民との協働により推進を図ってきました。

今回の「本庄市行政改革大綱」は、平成29年度をもって計画期間が終了したため、平成25年度から平成29年度までの5年間で取り組んできた行政改革の内容について、成果・効果を検証することを目的に総括を行いました。

2 本庄市行政改革大綱の概要

(1) 目的

本市の行政改革の目的は、本庄市総合振興計画・基本構想（平成20年度～平成29年度）において掲げた本市の将来像、「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現に向け、簡素で効率性の高い行政体制と自立した健全な財政体制の確立に向けた取組みを一層推進するとともに、市民との協働によるまちづくりを図りながら、時代の変化に的確に対応していくため、行政活動のあり方全般を見直していくものです。

本市の将来像の実現に向け、市民と協働して、現在の、そして後世の市民に大きな負担を強いることのないよう、持続可能な安定した財政基盤の確立を目指し、行政改革を推進します。

(2) 計画期間

平成25年度から平成29年度（5年間）

(3) 基本方針

① 行政サービスの質の維持・向上

健全な財政を維持しながら、価値観が多様化している市民が必要とする行政サービスを提供していくために、現在、市が実施している行政サービスについて、量の視点だけでなく、質の維持・向上に向けた視点から「時代の変化に対応した行政サービスの見直し」を行っていきます。

② 行政サービスの提供方法の見直し

限られた人的資源や厳しい財政環境の中で、新たな行政需要や多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民の負託に応えるため、行政サービスの提供方法の見直しを行います。

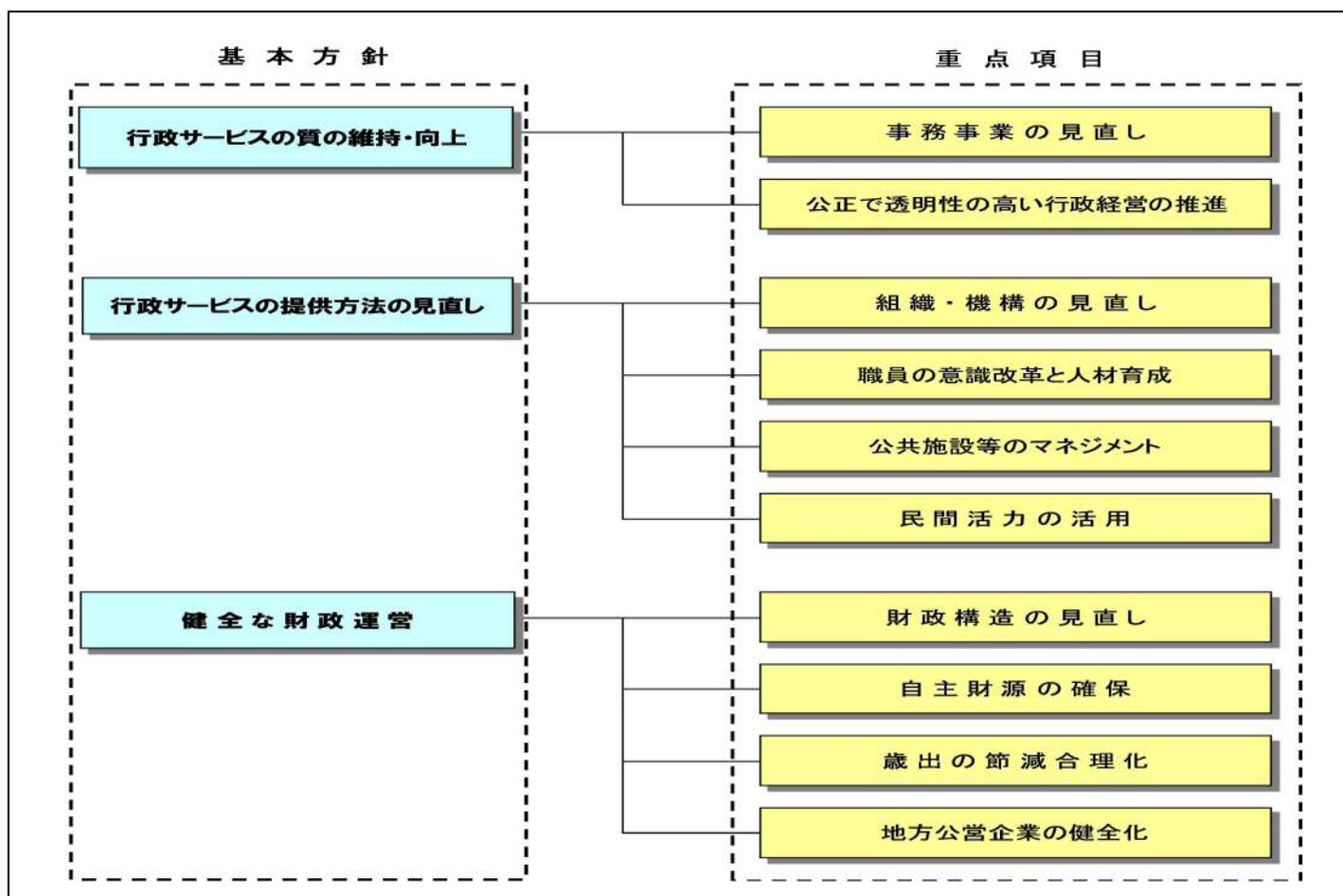
また、民間のノウハウ等の活用が望ましい事務事業については、民間活力の活用を推進していくとともに、市が保有する公共施設等の活用方法や運営方法の見直しを図ります。

③ 健全な財政運営

財政構造については、地方交付税、地方債などへの依存型から財政力に見合った自立型構造への転換を図っていきます。

また、事務事業の重点化、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、国県支出金の有効活用などについて、財政の健全化に向けた取組みを迅速かつ積極的に進め、市政の継続的发展を支える財政基盤を確立していきます。

(4) 体系図 行政改革をより効果的に進めるために、3つの基本方針に基づいた重点項目を推進していきます。



3 本庄市行政改革大綱の成果・効果（実施計画の取組結果）

行政改革大綱に掲げる3つの基本方針を達成するための具体的な取組みとして、以下の52項目の実施計画を策定し、行政改革の着実な推進に取り組んできました。各計画の取組結果（「取組実績」「成果・効果」「今後に向けての課題」等）は次の実施計画総括表（9～60ページ）のとおりです。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 基本方針1 | 行政サービスの質の維持・向上 |
|--------------|-----------------------|

<年度区分あり>

| 重点項目 | 実施項目 | 計画名 | 所管課 | 計画番号 |
|------------------|----------------|---------------------------------|---------|------|
| 事務事業の見直し | 行政手続きのオンライン化推進 | インターネットでの各種申請の受付 | 情報システム課 | 1 |
| | | インターネットでの公共施設の利用予約 | 情報システム課 | 2 |
| | | インターネットを利用した図書予約 | 図書館 | 3 |
| | 資源の節約と経費削減 | 資源の節約と経費削減 | 環境推進課 | 4 |
| | 外郭団体の組織・運営の見直し | 市職員の派遣を含めた市の関与基準の策定(社会福祉協議会) | 地域福祉課 | 5 |
| | | 市職員の派遣を含めた市の関与基準の策定(シルバー人材センター) | 介護保険課 | 6 |
| 公正で透明性の高い行政経営の推進 | 市民への積極的な情報提供 | 広報手段と内容の充実 | 広報課 | 7 |

<年度区分なし>

| 重点項目 | 実施項目 | 計画名 | 所管課 | 計画番号 |
|------------------|-----------------|-----------------|-------|------|
| 事務事業の見直し | 行政評価による事務事業の見直し | 行政評価による事務事業の見直し | 企画課 | 8 |
| 公正で透明性の高い行政経営の推進 | 地域と市長の情報交換 | 市民と市長との対話集会の実施 | 秘書課 | 9 |
| | | 市長の地元企業訪問 | 産業開発室 | 10 |

基本方針2

行政サービスの提供方法の見直し

<年度区分あり>

| 重点項目 | 実施項目 | 計画名 | 所管課 | 計画番号 |
|--------------------------|------------------|------------------------------|----------------|------|
| 職員の意識改革と人材育成 | 人事評価の実施 | 人事評価の実施（勤務評定の見直し） | 行政管理課 | 11 |
| | 公共施設等のマネジメント | 施設の統廃合などの検討 | 公共施設の適正配置 | 企画課 |
| 公共施設の適正配置（市民プラザ跡地複合施設建設） | | | 市民活動推進課 | 12-2 |
| 公共施設の適正配置（児玉総合支所複合施設建設） | | | 総務課 | 12-3 |
| 公共施設などの有効利用 | | 学校施設の有効利用 | 体育課 | 13 |
| 民間活力の活用 | 民間委託等の推進 | 公立保育所の民営化 | 子育て支援課 | 14 |
| | 指定管理者制度の推進 | 指定管理者制度の推進 | 財政課 | 15 |
| | | 児童センター業務等の指定管理者制度への移行 | 子育て支援課 | 16 |
| | 地域資源などの活用・市民との協働 | 市民活動団体（NPO、ボランティアなど）との取組みの推進 | 市民活動推進課 | 17 |
| | | 民間の団体による良好な道路環境や景観の維持 | 道路管理課 道路整備課 | 18 |
| | | 公園管理における住民参加 | 都市計画課 | 19 |
| | | 消費者の安全と利益の確保 | 商工観光課 | 20 |
| | | エリアマネジメントの推進 | 都市計画課 | 21 |

基本方針2

行政サービスの提供方法の見直し

<年度区分なし>

| 重点項目 | 実施項目 | 計画名 | 所管課 | 計画番号 |
|--------------|-----------------|------------------|-------|------|
| 組織・機構の見直し | 組織機構の適正化 | 組織機構の適正化・庁内分権の推進 | 企画課 | 22 |
| | 職員の定員管理の適正化 | 適正な定員管理の推進 | 行政管理課 | 23 |
| 職員の意識改革と人材育成 | 人材育成の推進 | 職員研修などの充実 | 行政管理課 | 24 |
| | 職員の意欲向上推進 | 職員提案制度などの推進 | 企画課 | 25 |
| 民間活力の活用 | 民間委託等の推進 | 民間委託等の検証・推進 | 企画課 | 26 |
| | 早稲田大学との包括的な相互連携 | 早稲田大学との包括的な相互連携 | 企画課 | 27 |

基本方針3

健全な財政運営

<年度区分あり>

| 重点項目 | 実施項目 | 計画名 | 所管課 | 計画番号 |
|-----------|------------------|------------------------------|--------|------|
| 財政構造の見直し | 特別会計の収支均衡化 | 各特別会計の収支均衡化（児玉南土地区画整理事業特別会計） | 都市計画課 | 28 |
| | | 各特別会計の収支均衡化（農業集落排水事業特別会計） | 下水道課 | 29 |
| 自主財源の確保 | 市税などの収納率の向上 | 市税の納付方法の多様化の推進 | 収納課 | 30 |
| | | 収納率の向上（市税） | 収納課 | 31 |
| | | 収納率の向上（保育料） | 子育て支援課 | 32 |
| | | 収納率の向上（介護保険料） | 介護保険課 | 33 |
| | | 収納率の向上（市営住宅使用料） | 営繕住宅課 | 34 |
| | | 収納率の向上（下水道事業受益者負担金） | 下水道課 | 35 |
| | | 収納率の向上（水道料金） | 水道課 | 36 |
| | その他財源の検討 | 有料広告の導入 | 企画課 | 37 |
| 受益者負担の適正化 | | 企画課 | 49 | |
| 歳出の節減合理化 | 義務的・準義務的経費などの見直し | 街路灯のLED化の推進 | 危機管理課 | 38 |
| | 補助金、交付金、負担金の見直し | 長期化・固定化した補助金等の見直し | 企画課 | 39 |
| | 市債の見直し | 市債の見直し | 財政課 | 40 |

基本方針3
健全な財政運営

<年度区分なし>

| 重点項目 | 実施項目 | 計画名 | 所管課 | 計画番号 |
|------------|-----------------|---------------------------|---------|------|
| 財政構造の見直し | 財政収支見通しの策定 | 財政収支見通しの策定 | 財政課 | 41 |
| | 基金の適正活用 | 基金の計画的積立 | 財政課 | 42 |
| | 特別会計の収支均衡化 | 各特別会計の収支均衡化（住宅資金貸付事業特別会計） | 市民活動推進課 | 43 |
| | | 各特別会計の収支均衡化（国民健康保険特別会計） | 保険課 | 44 |
| | | 各特別会計の収支均衡化（介護保険特別会計） | 介護保険課 | 45 |
| 自主財源の確保 | 産業の開発などによる税収の確保 | 企業誘致条例各種奨励金の活用 | 産業開発室 | 46 |
| | 未利用財産の有効活用 | 未利用財産の処分・貸付 | 財政課 | 47 |
| 地方公営企業の健全化 | 中期経営計画の策定 | 中期経営計画の策定・実施（水道事業） | 水道課 | 48 |
| | 経営戦略の策定準備 | 経営戦略の策定準備（下水道事業） | 下水道課 | 50 |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 事務事業の見直し | |
|-------------------|--|--|--|--|---|---|
| 実施項目 | 行政手続きのオンライン化推進 | | | | | |
| 計画番号 | 第 1 号 | 計画名 | インターネットでの各種申請の受付 | | | |
| 所管課 | 情報システム課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ 平成24年3月に、「本庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を制定し、申請・届出等をはじめとする諸手続きのオンライン化を可能にしたうえで、平成24年8月より電子申請システムの運用を開始し、公開しました。</p> <p>○ 運用開始時点での手続き項目は、水道課の水道開始・休止届や健康推進課の犬の登録申請等12項目でした。</p> | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | <p>○ 運用開始時の手続きに加え、携帯端末からの受付開始や各種イベントの申し込みなど、オンライン化に適する手続き等について検討します。</p> <p>○ 現在受け付けている電子申請について、利用増進を図るためPRを行います。</p> | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施  | | | | |
| 各種申請のオンライン化推進 | 取組目標 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：140件 ●手続き項目数：14項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：50件 ●手続き項目数：14項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：80件 ●手続き項目数：16項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：90件 ●手続き項目数：16項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：250件 ●手続き項目数：18項目 |
| | 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：21件 ●手続き項目数：12項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：86件 ●手続き項目数：13項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：163件 ●手続き項目数：14項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：205件 ●手続き項目数：16項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●手続きの利用数：360件 ●手続き項目数：21項目 |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>手続き利用数実績では、25年度21件から29年度360件と約17倍の339件の増、また、手続き項目数実績は、25年度12項目から29年度21項目と1.75倍の9項目の増と、双方ともに増加となり、行政手続きの利便性向上に寄与したものと考えます。</p> | | 今後へ向けて (課題・展望) | <p>平成29年5月に閣議決定されました「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、添付書類を含めてこれまでの紙文化から脱却し、行政手続きなどの原則オンライン化を推し進めるとの方針が示されており、今後ますます電子申請の需要が高まるものと思われます。本市においては、国の動向を注視し、より効率的で利便性の高い行政手続きのオンライン化を引き続き推進して参ります。</p> <p>なお、電子申請システムのセキュリティ面については、管理者側はLGWAN回線(行政間専用のセキュアなネットワーク)を使用し安全性を確保しております。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 事務事業の見直し | |
|-------------------|--|--------------------------------------|--|--|--|---|
| 実施項目 | 行政手続きのオンライン化推進 | | | | | |
| 計画番号 | 第 2 号 | 計画名 | インターネットでの公共施設の利用予約 | | | |
| 所管課 | 情報システム課 | | 関係課 | 体育課 | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ 平成24年3月に、「本庄市行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する条例」及び「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を制定し、申請・届出等をはじめとする諸手続のオンライン化を可能にしたうえで、平成24年2月よりスポーツ施設予約システムを仮稼動し、市民から予約状況が確認できるようにしました。</p> <p>○ 現在、インターネット上からスポーツ施設の仮予約ができるよう準備を進めています。</p> | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 速やかに、スポーツ施設の仮予約ができるよう目指します。また、次期施設予約システムではスポーツ施設以外の公共施設予約が行えるよう対象施設を検討します。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 実施 | | | 検討 | |
| 施設予約のオンライン化 | 取組目標 | ○仮予約受付件数：200件 | ○仮予約受付件数：200件 | 【次期施設予約システムの検討】 ○仮予約受付件数：200件 | 【次期施設予約システムの検討】 ○仮予約受付件数：200件 | 【次期施設予約システムの検討】 ○仮予約受付件数：200件 |
| | 取組実績 | 仮予約受付件数：110件 (市民体育館94件、シルクドーム16件) | 仮予約受付件数：120件 (市民体育館2件、シルクドーム49件、エコーピア7件、若泉テニスコート14件、共栄テニスコート48件、合計120件) | 仮予約受付件数：61件 (市民体育館1件、シルクドーム38件、エコーピア4件、共栄テニスコート18件) | 仮予約受付件数：40件 (市民体育館8件、シルクドーム29件、エコーピア3件) | 【学校体育施設や文化施設を加えることについて検討しました】 仮予約受付件数：65件 (市民体育館2件、シルクドーム25件、エコーピア8件、若泉テニスコート30件) |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>○スポーツ施設の空き状況が確認できるようになり、利用者の利便性の向上につながりました。</p> <p>○オンライン化により、窓口業務の事務効率が向上しました。</p> <p>○スポーツ施設利用団体との会議時に仮予約の利便性をPRしましたが、取組目標に達成しませんでした。</p> | | 今後へ向けて (課題・展望) | <p>○スポーツ施設利用団体との会議時に仮予約の利便性をわかりやすくPRし、利用件数を増やすよう工夫していきます。</p> <p>○引き続き、施設の空き状況が確認でき、また次期施設予約システムでは、スポーツ施設に学校体育施設や文化施設を加え、利用者にとって施設が利用しやすくなります。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 事務事業の見直し | |
|--------------------|--|--------------------------|--------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 実施項目 | | 行政手続きのオンライン化推進 | | | | |
| 計画番号 | 第 3 号 | 計画名 | インターネットを利用した図書の予約 | | | |
| 所管課 | 図書館 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ インターネットによる図書の予約貸出を平成18年10月から実施(貸し出し中の図書のみ対象)、平成23年10月の図書館システム更新時に図書館の図書全般の予約が可能になるよう改善しました。</p> <p>○ システム改善の結果、平成23年10月以降の予約は順当に伸び、平成23年度は取り組み目標2,200件を上回る2,925件の利用がありました。</p> | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 今後もインターネット予約の利便性を、ホームページ、広報、利用案内、館内の表示等でサービスを周知し、市民の図書館利用の利便性を高めます。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施 | | | | |
| 図書貸出オンライン予約件数の増加推進 | 取組目標 | オンライン 予約件数： 5,200件 | オンライン 予約件数： 5,600件 | オンライン 予約件数： 5,700件 | オンライン 予約件数： 5,800件 | オンライン 予約件数： 5,900件 |
| | 取組実績 | オンライン 予約件数： 4,724件 | オンライン 予約件数： 4,699件 | オンライン 予約件数： 3,729件 | オンライン 予約件数： 3,658件 | オンライン 予約件数： 5,630件 |
| 全体総括 (成果・効果) | 平成25年度の実績と比較した各年度の予約件数の増減率件数は、平成26年度：△25件、平成27年度：△995件、平成28年度△1,066件、平成29年度：+906件となっています。平成27・28年度は、改修工事のため開館日数が例年より少なく予約対象の資料も仮図書館及び兒玉分館の蔵書に限られていたため予約件数が減少しましたが、平成29年度はリニューアルオープンの効果もあり、予約件数が回復しました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | オンライン予約の新規の利用者の増加は、図書館全体の利用者の増加に繋がる事から、今後もインターネット予約の利便性を、ホームページ、広報、利用案内、館内の表示等でサービスの周知に努めます。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 事務事業の見直し | |
|---|---|--|---|--|--|--|
| 実施項目 | 資源の節約と経費削減 | | | | | |
| 計画番号 | 第 4 号 | 計画名 | 資源の節約と経費削減 | | | |
| 所管課 | 環境推進課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 平成20年度より、市内公共施設で、市独自の環境マネジメントシステムを運用し、地球温暖化対策実行計画で設定されている目標の達成を目指しています。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量抑制を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図っています。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施  | | | | |
| 埼玉県地球温暖化対策実行計画の削減率(年1.67%)を準用し、平成29年度における削減率を平成18年度比で▲19%とする。 | 取組目標 | ▲12.32% | ▲13.99% | ▲15.66% | ▲17.33% | ▲19% |
| | 取組実績 | 「環境マネジメントシステム」の運用により、温室効果ガス総排出量は平成18年度比▲9.55%となりました。 | 「環境マネジメントシステム」の運用により、温室効果ガス総排出量は平成18年度比▲13.37%となりました。 | 「環境マネジメントシステム」の運用により、温室効果ガス総排出量は平成18年度比▲9.53%となりました。 | 「環境マネジメントシステム」の運用により、温室効果ガス総排出量は平成18年度比▲6.69%となりました。 | 「環境マネジメントシステム」の運用により、温室効果ガス総排出量は平成18年度比▲5.73%となりました。 |
| 全体総括 (成果・効果) | 温室効果ガス排出削減の取組目標に対して鋭意取組みを行ってきましたが、27年度以降、主として更新した施設のエネルギー使用量の増加及び既存の比較的規模の大きな施設のエネルギー使用量が増加し続けたことにより、温室効果ガスの排出量が増加いたしました。 目標年度である平成29年度の目標値(▲19%)に対し、平成29年度の実績値は▲5.73%であり、達成率は約30%でした。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | この5年の間に日本国政府は地球温暖化対策実行計画(以下「政府計画」という。)を閣議決定し、本市も政府計画に即し本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「本市計画」という。)を策定したところです。 職員努力による削減は季節の気温傾向に左右されて年度によるばらつきが出やすいです。今後は本市計画に基づいて職員の努力は継続しつつ、公共施設へ再生可能エネルギーシステムの導入や適正な規模でエネルギー消費効率の高い機器や設備の導入を推進し、安定した削減に取り組んでいく必要があります。 | |

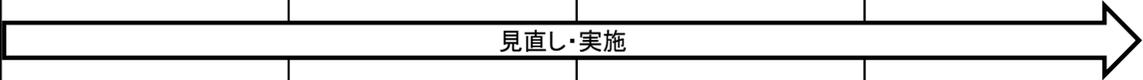
本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 事務作業の見直し | |
|-----------------------------|---|---|--|---|----------|--------|
| 実施項目 | | 外郭団体の組織・運営の見直し | | | | |
| 計画番号 | 第 5 号 | 計画名 | 市職員の派遣を含めた市の関与事業の策定（社会福祉協議会） | | | |
| 所管課 | 地域福祉課 | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○社会福祉協議会に対する人的・財政的支援を検討するために、社会福祉協議会と協議を続けてきました。社会福祉協議会が運営改善に関する計画書を作成し、その計画書に基づいて人的・財政的支援を行うこととなりましたが、計画書の作成に至っていません。</p> <p>○財政的支援については、社会福祉協議会の「社協だより」及び事業報告により、平成22年度決算において、補助金額を上回る繰越金額が確認されたため、社会福祉協議会と検討した結果、平成24年度分の補助金について停止しました。</p> | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 社会福祉協議会の運営改善に関する計画書を作成するため、社会福祉協議会への助言・協力をを行い、計画書に基づき人的財政的支援について検討し、実施します。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 検 討 | | 実 施 | | |
| 社会福祉協議会と協力し、運営改善計画書を作成、計画実施 | 取組目標 | 計画書に基づき人的・財政的支援の検討 | 検討結果に基づき関与基準の作成及び実施 | 駐在職員の関与ルールの作成及び実施 | | |
| | 取組実績 | 社会福祉協議会と協議のうち、2名の市職員については今年度限りで廃止する覚書を締結しました。 | 協議会の自立を支援し、管理、運営について協議会の職員に対し助言、指導するため社会福祉課（現地域福祉課）の職員（主幹職）1名を駐在させました。補助対象経費等を明確にするため本庄市社会福祉協議会補助金要綱を策定しました。 | 職員の駐在のあり方、補助金交付要綱の運用を検証した結果、現行の方式が最良であり問題のないことを確認したため目標達成としました。 | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 平成26年度より市職員の派遣を廃止し、協議会に対して管理・運営について助言する目的で管理職1名の駐在を開始しました。また、協議会に対する補助金交付要綱を策定し、補助対象経費等を明確にすることができました。駐在職員の関与のあり方と補助金交付要綱の運用については、平成27年度で検証を完了し、問題のないことを確認したため、目標達成としました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 平成27年度事業完了済。 (課題・展望) | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 事務作業の見直し | |
|---------------------|---|----------------------------------|---------------------------------|--|----------|--------|
| 実施項目 | | 外郭団体の組織・運営の見直し | | | | |
| 計画番号 | 第 6 号 | 計画名 | 市職員の派遣を含めた市の関与基準の策定（シルバー人材センター） | | | |
| 所管課 | 地域福祉課 | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | シルバー人材センターの内部において経営改善計画に基づき、仕事別グループの構成や就業開拓の推進など外郭団体として効率的な運営を行い、自主性・自立性の高い財政運営の確立につなげています。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 自主的な財源確保を目指してもらい、補助金の支出を前年度以上にならないことを目標として実施します。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 検 討 | | 実 施 | | |
| 経営改善計画に基づき、市の関与を見直す | 取組目標 | ・補助金支出を前年度以下とする削減・市職員の派遣廃止の検討、準備 | ・市職員の派遣廃止 | ・補助金支出を前年度以下とする削減 | | |
| | 取組実績 | ・市職員の派遣廃止の検討を行いました。 | ・市職員の派遣を廃止しました。 | ・自主的な財源が確保できるよう、仕事のグループ化の確立や就業開拓の推進、効率的な運営の指導を行いました。 | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 平成26年度に市職員の派遣を廃止しました。平成28年度以降の「補助金支出を前年度以下とする削減」については、計画番号第39号「長期化・固定化した補助金等の見直し」で継続して取り組んでいます。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 平成27年度事業完了済。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 公正で透明性の高い行政経営の推進 | |
|--|--|--|--|---|---|---|
| 実施項目 | 市民への積極的な情報提供 | | | | | |
| 計画番号 | 第 7 号 | 計画名 | 広報手段と内容の充実 | | | |
| 所管課 | 広報課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙及び市ホームページ（以下「HP」という。）の広報手段により情報提供しており、広報紙は毎月32,000部発行、HPの閲覧件数は月間約40,000件です。 ○ 広報紙は、表紙・裏表紙のみカラー印刷、その他のページは白黒印刷です。 ○ インターネット普及率の上昇により、HPのアクセス数は増加傾向で、幅広い年齢層に閲覧されているものと思われます。 ○ HPが閲覧できない人に対しては、速報性のある文字情報を提供する手段が無い現状です。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 広報紙及びHPは、よりわかりやすく見やすいものを作成します。また、情報発信の手段としては、HP以外の手段でも情報提供ができるようにします。さらに、テレビのデジタル放送を利用した情報提供も実施します。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 |  実施 |  見直し・実施 | | | |
| ①新HPシステム導入等による広報手法の改善・向上 ②広報紙のデザイン等向上 ③SNS、TVデジタル放送等の広報手段の充実 | 取組目標 | ①ホームページシステムのリニューアル ①ホームページのJIS規格に配慮 ③SNSによる情報提供 ③地上デジタル放送からの文字情報提供 | ②広報紙の全ページをカラー又は二色化 ③SNSによる情報提供 ③地上デジタル放送からの文字情報提供 | ②広報紙の全ページをカラー又は二色化 ③SNSによる情報提供 ③地上デジタル放送からの文字情報提供 | ②～③見直し | ①ホームページシステムのリニューアルに向けての準備 ①ホームページのJIS規格に配慮 |
| | 取組実績 | 10月1日のホームページのリニューアルに伴い、高齢者や障害者を含む誰もが使いやすいJIS規格に配慮した仕様としました。 | SNSの活用：スマートフォン向けアプリ「広報誌」の配信サービスを開始。 テレビ埼玉のデータ放送を活用：市のお知らせや防災行政無線の災害情報を配信開始。 その他、市内19カ所のメッセージボード付自動販売機や公共施設へ設置したモニター広告で、行政情報の配信を開始。 | 平成26年度から広報ほんじょうの誌面を二色刷（表紙・裏表紙は、カラー）とし、見やすい紙面作りを進めています。フェイスブックによる情報提供を開始しました。 | 平成27年度をもって、実施計画の目標を達成したため、達成率を100%としましたが、さらなる紙面の向上、SNS等の活用を見直し、実施しています。 | ホームページを障害者差別解消法に基づくJIS適合の検証を実施しました。ホームページリニューアルについては、庁内の情報セキュリティ強化による運用過渡期にあり、平成25年度にリニューアルしたシステムが、現在でも主流であること、また、市民の情報取得手段としても支障がないことなどからリニューアルを延長することとしました。 |
| 全体総括 (成果・効果) | 平成27年度に取り組み実績が100%に達しました。広報手段の1つであるフェイスブックでは、フォロワー数が500人を超えており情報提供手段としてある程度認知されていると考えられます。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 広報紙については、これまで見やすい紙面づくりを進めてきましたが、今後も市民ニーズを把握しレイアウトや記事内容等の改善を進めていきます。ホームページについては、JIS規格への適合検証結果に基づき市の新たなウェブアクセシビリティ方針を公開して、ウェブアクセシビリティの確保・向上を図っていきます。ホームページ障害者差別解消法に基づくJIS適合については、今後更なる改善を図っていきます。広報手段については、SNS、TVデジタル放送等その充実を図りましたが、SNSではフェイスブック以外にも検討していきます。また、実施している広報手段の周知を積極的に行います。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 事務事業の見直し | |
|-----------------|---|-------------------|--|--------|----------|--|
| 実施項目 | | 行政評価による事務事業の見直し | | | | |
| 計画番号 | 第 8 号 | 計画名 | 行政評価による事務事業の見直し | | | |
| 所管課 | 企画課 | 関係課 | 全課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合振興計画実施計画提出事業について、各所管課で各事業について目的や効果を明確にし、評価を行います。評価によって、①拡充、②改革・改善、③縮小、④終期設定、⑤休止、⑥廃止、⑦現状のまま継続、の7段階の方向性を見出し、見直しを行っています。 ○ 評価に基づき、各部局及び市全体で事業の優先順位付けに活用を図っています。 | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | 引き続き、各所管課で総合的・長期的な視点で計画を立て、事業の実施にあたっては毎年度、評価及び見直しを行います。その評価及び見直しに基づき、各部局そして市全体で事業の優先順位付けを行います。その結果、総合振興計画成果指標の目標値達成を目指します。 | | | | | |
| 取組実績 | 評価シートにより、目的や効果を明確にし、それを評価することで事務事業の改善を行いました。行政評価実施内容の改善 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 総合振興計画実施計画策定時に事務事業の見直しを行うことにより、効率的・効果的に事業を行いました。平成29年度については、拡充84件、縮小8件、廃止10件となりました。 | 今後へ向けて (課題・展望) | 総合振興計画成果指標の目標値達成に向け、行政評価による事務事業の見直しを推進します。 | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 公正で透明性の高い行政経営の推進 | | |
|-----------------|---|--|--|--|---|--|
| 実施項目 | 地域と市長の情報交換 | | | | | |
| 計画番号 | 第 9 号 | 計画名 | 市民と市長との対話集会の実施 | | | |
| 所管課 | 秘書課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 希望団体の依頼に応じて開催しています。 ○ パワーポイント等を使用し、視覚的にもわかりやすい資料作りを心掛けています。 ○ 対話集会については、広報ほんじょう・市ホームページで周知しています。 ○ 対話集会において出された課題等は、即時、担当部署に伝達しています。 | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | <p>【対話集会の実施：年12回】</p> <p>これまで対象としていた団体等に限らず、より広い市民の声を直接聞いて市政に活かします。また、より多くの市民に市政への関心を深めてもらうため、周知方法等をさらに検討していきます。</p> | | | | | |
| 取組実績 | <p>市ホームページや広報紙等で対話集会を希望するグループを募るほか、公民館長会議等で利用者団体等への呼びかけを依頼し、PTAや自治会など15団体（参加者401名）と集会を開催しました。</p> <p>集会では、市長自らが市政についてパネル等を用い、わかりやすく説明した後、意見交換を行いました。寄せられた意見等は担当課に引継ぎ対応しています。また全職員に議事録を公開し情報の共有を図りました。</p> | <p>市ホームページや広報紙等で対話集会を希望するグループを募るほか、公民館長会議等で利用者団体等への呼びかけを依頼し、PTAや自治会など8団体（参加者282名）と集会を開催しました。</p> <p>集会では、市長自らが市政についてパネル等を用い、わかりやすく説明した後、意見交換を行いました。寄せられた意見等は担当課に引継ぎ対応しています。また全職員に議事録を公開し情報の共有を図りました。</p> | <p>市ホームページや広報紙等で対話集会を希望するグループを募るほか、公民館長会議等で利用者団体等への呼びかけを依頼し、PTAや自治会など6団体（参加者156名）と集会を開催しました。</p> <p>集会では、市長自らが市政についてパネル等を用い、わかりやすく説明した後、意見交換を行いました。寄せられた意見等は担当課に引継ぎ対応しています。また全職員に議事録を公開し情報の共有を図りました。</p> | <p>市ホームページや広報紙等で対話集会を希望するグループを募るほか、公民館長会議等で利用者団体等への呼びかけを依頼し、PTAや自治会など16団体（参加者約420名）と集会を開催しました。</p> <p>集会では、市長自らが市政についてパネル等を用い、わかりやすく説明した後、意見交換を行いました。寄せられた意見等は担当課に引継ぎ対応しています。また全職員に議事録を公開し情報の共有を図りました。</p> | <p>市ホームページや広報紙等で対話集会を希望するグループを募るほか、公民館長会議等で利用者団体等への呼びかけを依頼し、PTAや自治会など14団体（参加者517名）と集会を開催しました。</p> <p>集会では、市長自らが市政についてパネル等を用い、わかりやすく説明した後、意見交換を行いました。寄せられた意見等は担当課に引継ぎ対応しています。また全職員に議事録を公開し情報の共有を図りました。</p> | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>実施団体数等は年度により変動はあるものの、平均すると年11団体で実施しており、市の諸施策や課題等を市民に分かりやすく理解していただく機会となっています。また、市民からの質問や意見を伺い、その場で市長自らが説明や回答をするという方法をとることにより、市民の市政への参加意識を高め、協働によるまちづくりを推進しています。</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | <p>当初の目的を達成するためには新たな参加団体等を増やすことが必要であることから、市民への周知方法についても従来の方法に加えて新たな手法を検討する必要があると考えます。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの質の維持・向上 | | 重点項目 | 公正で透明性の高い行政経営の推進 | |
|-----------------|--|---|----------------------------|---|---------------------------------|--|
| 実施項目 | 地域と市長の情報交換 | | | | | |
| 計画番号 | 第 10 号 | 計画名 | 市長の地元企業訪問 | | | |
| 所管課 | 産業開発室 | 関係課 | 秘書課、商工観光課、環境産業課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ 「市長企業とことん訪問実施方針」に基づき、市長が企業を訪問し、市の現状、政策等を直接説明して情報提供を行うことにより、企業に地元企業としての意識、行政や地元に対する協力意識の高揚を図るとともに、企業の現状や意見を直接聴き取ることで、企業の状態や市への要望等を把握することを目的とした事業で、関係各課と連携して取り組んでいます。</p> <p>○ これまでに児玉工業団地やいまい台産業団地の製造業を中心に、新たに立地した起業などへも積極的に訪問を行っています。</p> | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | <p>これまで、この訪問により、安全安心な操業環境の整備や新たな企業支援施策の創設等にも繋がっていることから、今後も市民との協働によるまちづくりの観点に立って、地元企業の現況からまちづくりへの要望などといった有益な意見交換の場として、各年度5社程度の訪問を予定しています。</p> | | | | | |
| 取組実績 | <p>2社訪問</p> <p>(株)ユニフロー フィグラ(株)</p> | <p>1社訪問</p> <p>笹徳印刷(株) (H27/6に延期実施)</p> | <p>1社訪問</p> <p>(株)神明精米</p> | <p>2社訪問</p> <p>(株)タムラ製作所 川崎鉄工(株)</p> | <p>1社訪問</p> <p>ハネウェルジャパン(株)</p> | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>当初目標年間5社の企業訪問は、企業とのマッチングやスケジュール調整に時間を要したため達成できませんでしたが、個別の市内企業の動向や雇用状況など直接眼で見て、当事者の意見を把握することができ、設備投資への相談や事業拡張ニーズへの支援に活かすことができました。</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | <p>企業訪問は、市内経済の現状、今後の動向、雇用実態、ニーズ等の把握に効果があり、また企業の地元意識の醸成や市政への関心を高めていく効果も期待されるものです。</p> <p>また企業側も市長が自ら訪問する姿勢を快く受け入れ、自社及び社員の意識向上に期待される意見もあり、今後も継続していくことが望まれます。ただし、年間の訪問数は、目標を年間2社程度としたいと考えています。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 職員の意識改革と人材育成 | | |
|-----------------------|--|---|---|--|--|---|--|
| 実施項目 | 人事評価の実施 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 11 号 | 計画名 | 人事評価の実施（勤務評定の見直し） | | | | |
| 所管課 | 行政管理課 | | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 現在、勤務評定を実施していますが、職員の勤務態度・実績・能力などをより適正に評価するため、他自治体の情報収集に努めるなど、改善のための検討を進めております。平成23年度には評価の方法や仕組みなどについての周知を図るために、全職員を対象とした研修を実施したところです。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 現在の勤務評定において、職務の実績だけではなく、職務を遂行するに当たり発揮した能力も評価項目として整備するとともに、評価のばらつきをなくすなど、精度を向上させることを通じて、本市に適した評価制度を進めていきます。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施 | | 人事評価の実施・見直し | | | |
| 人事評価の実施 (勤務評定の見直し) | 取組目標 | <ul style="list-style-type: none"> ○評価精度の向上 ○マネジメントの強化 ○評価項目の見直し・実施 ○能力評価の検討・実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ○評価精度の向上 ○マネジメントの強化 ○能力評価の実施 ○業績評価の実施 ○評価結果の反映の検討・実施 | | | |
| | 取組実績 | <p>現行の勤務評定における評価項目の見直しを行い、平成27年度からの本格導入に向けた制度設計を行いました。</p> | <p>所属長との面談及び能力評価を実施しました。また、制度説明会及び評価者研修を実施しました。</p> | <p>制度を本格導入（能力評価・業績評価）し、評価結果を昇格や人事異動に活用しました。また、制度研修及び評価者研修を実施しました。</p> | <p>能力評価及び業績評価を実施し、評価結果の給与への活用に向けた制度設計を行いました。また、制度研修及び評価者研修を実施しました。</p> | <p>能力評価及び業績評価を実施し、評価結果を12月の勤勉手当に反映しました。また、制度研修及び評価者研修を実施しました。</p> | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>勤務評定を見直し、人事評価を導入したことにより、評価者と被評価者との面談において目標設定や業務の進捗を情報共有して助言・指導を行うことで、職員の人材育成と管理職のマネジメント能力の向上が図られました。</p> <p>また、評価結果を昇格や給与等へ活用することにより、能力や実績に基づく人事管理の徹底と職員のモチベーションの向上が図られました。</p> | | 今後へ向けて (課題・展望) | <p>評価結果の昇給や分限への活用に向けて、評価者研修を継続的に実施し、公平公正な評価技術の向上を図るとともに、職員の変なるモチベーションの向上と円滑な組織運営を推進するため、制度を定期的に点検し、見直しと改善に努めます。</p> | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | | 公共施設等のマネジメント | |
|-------------------------|---|---|---|--|--|---|--|
| 実施項目 | 施設の統廃合などの検討 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 12-1 号 | 計画名 | 公共施設の適正配置 | | | | |
| 所管課 | 企画課 | | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 公民館や学校等の建築物の現状は、建築後30年を超える施設が全体の約71%を占めており、そのほとんどが旧耐震基準の施設となっている状況です。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 公共施設の現状について調査・分析した上で、将来を見据えた最適な施設配置及び効率的・効果的な維持管理の実現を目指す公共施設再配置計画の策定を行います。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 実施 | | | 見直し・実施 | | |
| 再配置計画・総合管理計画策定、 進行管理 | 取組目標 | 公共施設白書の作成 | 再配置計画策定 | 総合管理計画策定 | 個別施設計画策定支援 施設データの更新・蓄積 及び検証 | 個別施設計画実施支援・ 進捗管理 施設データの更新・蓄積 及び検証 | |
| | 取組実績 | 市の保有するハコモノ施設の建物状況や利用状況、維持管理・運営等にかかる経費などの現状をまとめた「公共施設マネジメント白書」を作成しました。 | ハコモノ施設に関しての市の基本的な考え方や全体目標、取組等について定めた「公共施設再配置計画」を策定しました。 | 市の保有するインフラ施設について、現状をまとめた「インフラ白書」に加え、市の基本的な考え方等を定めた「公共施設等総合管理計画（インフラ編）」を策定しました。 | ハコモノ施設について、各施設の今後の維持保全の考え方（長寿命化等）や改修・更新時期を具体的に定めた個別施設計画として「公共施設維持保全計画」を策定しました。 | 公共施設維持保全計画の内容について全庁向けに説明会を実施しました。各施設データを取りまとめた「施設カルテ」（H26～毎年作成）をH29も作成しました。 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 公共施設の現状をまとめた「白書」の作成、施設に関しての市の基本的な考え方や全体目標、取組等について定めた「公共施設再配置計画」及び「公共施設等総合管理計画（インフラ編）」の策定、個別施設計画である「公共施設維持保全計画」の策定により、本市の将来を見据えた公共施設全体の適正配置や管理等について、一定の方向性を示すことができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 今後は、各施設所管課において「公共施設維持保全計画」に基づいた事業を実施していくとともに、引き続き「公共施設再配置計画」及び「公共施設等総合管理計画（インフラ編）」に基づく施設の統廃合や長寿命化、効率的かつ計画的な維持管理等による財政負担の縮減・平準化、施設の適正配置等に努め、将来を見据えた公共施設全体の適正かつ持続可能な管理に取り組んでいきます。また併せて、各計画の見直し等に向けて、各施設データの更新・蓄積作業や進捗管理等も実施していきます。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 公共施設等のマネジメント | |
|-------------------|--|--|--------------------------|-----------------------------------|--------------|--------|
| 実施項目 | 施設の統廃合などの検討 | | | | | |
| 計画番号 | 第 12-2 号 | 計画名 | 公共施設の適正配置(市民プラザ跡地複合施設建設) | | | |
| 所管課 | 市民活動推進課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○公民館や学校等の建築物の現状は、建築後30年を超える施設が全体の71%を占めており、そのほとんどが旧耐震基準の施設となっている状況です。</p> <p>○市民プラザ跡地に建設する複合施設は、周辺の老朽化施設の統廃合を含むものであり、この取組みにおける先導的な役割を果たすものです。</p> | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 周辺の老朽化施設(中央公民館、コミュニティセンター)を統廃合し、市民プラザ跡地に複合施設を建設することで、公共施設の適正配置の先導的な役割を果たします。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 |  | | | | |
| 複合施設建設事業進行管理 | 取組目標 | 建設工事(本体工事) | 建設工事(本体工事・外構工事) | 供用開始 | | |
| | 取組実績 | 建設工事(本体工事) | 平成27年3月に本体工事完了 | 平成27年4月に外構工事完了 平成27年6月1日から供用開始 | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 市民プラザ跡地複合施設は、外構工事の遅れが若干あったものの、予定どおり供用開始することができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 平成27年度事業完了済。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | | 公共施設等のマネジメント | |
|--------------------|--|--|--------------------------|---|--------------|--------------|--|
| 実施項目 | | 施設の統廃合などの検討 | | | | | |
| 計画番号 | 第 12-3 号 | 計画名 | 公共施設の適正配置（児玉総合支所複合施設建設） | | | | |
| 所管課 | 総務課 | 関係課 | 営繕住宅課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | ○公民館や学校等の建築物の現状は、建築後30年を超える施設が全体の71%を占めており、そのほとんどが旧耐震基準の施設となっている状況です。 ○児玉総合支所の建替えにより建設する複合施設は、周辺の老朽化施設の統廃合を含むものであり、この取組みにおける先導的な役割を果たすものです。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 周辺の老朽化施設（児玉公民館、児玉公民館別館、塙保己一記念館、児玉保健センター）を統廃合し、児玉総合支所複合施設を建設することで、公共施設の適正配置の先導的な役割を果たします。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 |  | | | | | |
| 児玉総合支所複合施設建設事業進行管理 | 取組目標 | ①仮庁舎移転 ②旧庁舎解体 ③建設工事（本体工事） | ①建設工事（本体工事） ②外構工事 | ①移転等業務 ②供用開始 | | | |
| | 取組実績 | ①平成25年5月に仮庁舎移転完了 ②平成25年10月に旧庁舎解体完了 ③建設工事（本体工事） | ①平成27年3月に本体工事完了 ②外構工事 | ①平成27年6月に外構工事及び移転等業務完了 ②平成27年6月29日から供用開始 | | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 外構工事に若干の遅れがあったものの、予定どおり供用開始することができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 平成27年度事業完了済。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | | 公共施設等のマネジメント | |
|-------------------|--|---|-----------|-------------------|------------------------------|---|------------------------------|
| 実施項目 | | 公共施設などの有効利用 | | | | | |
| 計画番号 | 第 13 号 | 計画名 | 学校施設の有効利用 | | | | |
| 所管課 | 体育課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○学校施設の貸出し(学校体育館・武道館及び校庭)については、小中学校施設開放事業により、学校教育に支障のない範囲において、登録団体に貸出しを行っています。利用登録団体数は、平成24年8月末、263団体となっています。</p> <p>○平成26年度までは耐震工事が計画されており、施設利用が制限されていることから、利用者の増加が見込めない状況です。</p> | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | ○利用登録団体に学校施設を貸し出し、施設の有効活用を図ります。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | | 実施計画 | | 見直し・実施 | | | |
| | | 実施(*耐震工事中) | | | | | |
| 学校施設の貸出し | | 取組目標 | | 利用人数：166,500人 | 施設稼働率：43.0% 利用人数：166,500人 | 施設稼働率：43.0% 利用人数：166,500人 | |
| | | 取組実績 | | 利用人数：134,683人 | 利用人数：126,977人 | 施設稼働率：43.7% 利用人数：148,289人 | 施設稼働率：44.4% 利用人数：150,495人 |
| 全体総括 (成果・効果) | | 施設稼働率は、平成27年度の43.7%と比べ、平成29年度は44.8%に増加しました。学校教育に支障のない範囲において、登録団体に貸出しを行い、施設の有効活用を図ることができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | ○引き続き、学校教育に支障のない範囲において、より多くの登録団体に貸出しを行うことができるよう、利用の周知に努めます。 ○また、学校と登録団体と連携し、利用しやすい環境整備に努めます。 | |

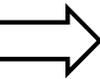
本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | | 民間活力の活用 | |
|---|---|--|--|--|---------------------------------|-------------|--|
| 実施項目 | 民間委託等の推進 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 14 号 | 計画名 | 公立保育所の民営化 | | | | |
| 所管課 | 子育て支援課 | | 関係課 | 財政課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 平成22年度の公立保育所民営化検討委員会の答申を受けて市の方針を定め、平成23年度に選定委員会を設置、公立保育所の民営化を進めています。保護者説明会を開催し、保護者の十分な理解を得た上で受託者を募集し、共和保育所について受託者が決定しました。現在、秋平保育所及び藤田保育所の民営化について、計画を進めています。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 保護者説明会で保護者の十分な理解を得るよう説明を実施するとともに、受託者が受託しやすい条件を検討・提示することにより、保育所民営化が円滑に進められるよう取り組みます。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 実 施 | | 検 討 ・ 実 施 | | | |
| ①(25年度)共和保育所の民営化 ②(26年度)秋平保育所の民営化 ③(27年度)藤田保育所の民営化 ④(29年度)金屋保育所の休止 | 取組目標 | ②(秋平)選定委員会開催・引継ぎ保育・合同保育実施 ③(藤田)保護者説明会実施、選定委員会開催 | ③(藤田)引継ぎ保育・合同保育実施 ④(金屋)民営化等の方法の決定、会議と説明会を開催 | — | ④(金屋)休止に向けた事務手続き、転園に向けた保護者支援手続き | ④(金屋)保育所の休止 | |
| | 取組実績 | ①(共和)民営化の完了 ②(秋平)選定委員会開催 ③(藤田)選定委員会開催 | ②(秋平)民営化の完了 ③(藤田)選定委員会開催 ④(金屋)会議と説明会開催 | ③(藤田)民営化の完了 ④(金屋)説明会開催 | ④(金屋)休止手続きの完了 ※平成28年度で事業完了 | / | |
| 全体総括 (成果・効果) | 本庄地域の1保育所、児玉地域の2保育所を民営化し、民間委託の推進が図られました。また、近隣の民間認定こども園の整備が完了したことに伴い金屋保育所の休止が完了し、間接的に民間委託が図られました。これらの取組みにより、本庄地域及び児玉地域に各1公立保育所ずつとなり、運営の効率化が図られました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 公立保育所のあり方を引き続き検討し、病後児保育や延長保育等の保育サービスのさらなる充実を図って参ります。公立保育所が集約されたことによる業務の効率化や人員配置により、民間保育所や認定こども園等での受入が難しい障害児等の受入を積極的に行って参ります。 | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供の見直し | | 重点項目 | | 民間活力の活用 | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 実施項目 | | 指定管理者制度の推進 | | | | | | | | | | | |
| 計画番号 | | 第 15 号 | | 計画名 | | 指定管理者制度の推進 | | | | | | | |
| 所管課 | | 財政課 | | 関係課 | | | | | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | | <p>○施設管理所管課の指定管理者制度導入の決定方針を受け、指定管理者選定委員会を開催し、募集要項の検討から指定管理者候補者の選定までを行っています。</p> <p>○平成24年度から導入の更新を図る本庄市民文化会館と老人福祉センターつきみ荘の2施設、及び新規導入を図るインフォメーションセンターについて、平成23年度に指定管理者候補者の選定を行いました。</p> <p>○平成24年度には、公園施設及び体育施設について指定管理者制度の導入を図るべく、指定管理者候補者の選定を行いました。</p> | | | | | | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | | <p>○指定管理者候補者の選定までの事務が円滑に行われるよう、施設管理所管課と協議を行います。</p> <p>○指定管理者選定委員会において、すでに導入が図られている施設の指定管理者の検証を行うことにより、より効果的な指定管理者にすべく、協定書等の見直しを図ります。</p> <p>○施設の調査を行い、指定管理者制度導入の可能性について施設管理所管課と検討します。</p> | | | | | | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | | |
| 実施項目 | | 実施計画 | | 見直し・検討 | | | | | | | | | |
| <p>○施設調査の実施及び導入施設の検討</p> <p>○既設導入施設の検証</p> | | 取組目標 | | <ul style="list-style-type: none"> 施設調査 調査施設の導入検討 | | <ul style="list-style-type: none"> 調査施設の導入検討 | | <ul style="list-style-type: none"> 調査施設の導入検討 | | <ul style="list-style-type: none"> 調査施設の導入検討 募集要項等の見直し | | | |
| | | 取組実績 | | <ul style="list-style-type: none"> 29施設を対象に、運営管理経費、利用状況及び今後の管理運営等について、調査を実施 | | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理導入施設の検証 7施設の制度導入を検討 | | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理導入施設の検証 本庄駅南口自転車等駐車場他5施設及び前原児童センター他1施設の制度導入の検討実施 | | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理導入施設の検証 本庄駅南口自転車等駐車場他5施設及び児童センター3施設の制度導入の検討実施 | | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理導入施設の検証 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫の制度導入の検討実施 | |
| <p>全体総括 (成果・効果)</p> | | 単位：千円 | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> <p>○指定管理者については、導入から2回目以上となる施設のため、新規参加が少なく、施設規模を含めた仕様などの調査を行い、継続的に民間活力の活用ができるよう指定管理者制度導入方針等の見直しが必要となります。</p> <p>○調査施設について、5年間で導入に至った施設がないことや行政サービスの向上を踏まえ、制度導入に関し取り組みの再検討が必要となります。</p> | | | | | | | | | |
| | | 施設名 | | | | | | | | | | 削減効果(5年間) | |
| | | ①本庄市文化会館 | | | | | | | | | | ▲ 121,112 | |
| | | ②本庄市老人福祉センターつきみ荘 | | | | | | | | | | ▲ 30,233 | |
| | | ③本庄市観光農業センター | | | | | | | | | | ▲ 885 | |
| | | ④本庄市インフォメーションセンター | | | | | | | | | | + 655 | |
| | | ⑤都市公園及び体育施設 | | | | | | | | | | ▲ 32,334 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 削減効果は、①②はH17、③はH22、④はH23に市が管理していた管理経費の実績との比較で、⑤は本来要する費用の積算額との比較 インフォメーションセンターが増えた理由は、最低賃金及び消費税率の変更による増 市が直接管理していたときと比較し、全体で約37%利用者が増 ふれあいの里いずみ亭は、山村地域の雇用確保や地域活性化に寄与 新規指定管理者導入施設なし | | | | | | | | | | | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|--------------------|--|---|--|--|---|--------|
| 実施項目 | 指定管理者制度の推進 | | | | | |
| 計画番号 | 第 16 号 | 計画名 | 児童センター業務等の指定管理者制度への移行 | | | |
| 所管課 | 子育て支援課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 市内には、公立の児童センターが2館（日の出・前原）あり、それぞれ正規職員2名、臨時職員1名の3名体制で管理運営しています。利用者に対する事業は、ボランティア団体やNPO法人との協働により実施しており、23年度は年間を通じ2館合計で29,098人の利用がありました。2館とも前年から減少しています。また、併設される公立の学童保育室については、児童センター利用者との遊び場の競合問題や、民間学童クラブとの地域バランスについて検討が必要です。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 地域性を考慮し、民間のノウハウを活かしたサービスの向上と管理運営費の合理化を図るため、指定管理者による管理運営を検討します。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 検 討  | | | | |
| 児童センターの指定管理者制度への移行 | 取組目標 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理の業務範囲の検討 施設使用許可権限の検討 指定管理制度の実施期日の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果を踏まえての再検討 関連条例、規則、要綱の確認、見直し | <ul style="list-style-type: none"> 児玉児童センター運営ノウハウの確立・検証 募集要項、仕様書、各種様式等作成の準備 | <ul style="list-style-type: none"> 関連条例、規則、要綱の改正・広報、ホームページのお知らせ、公募 | |
| | 取組実績 | 利用者との遊び場の競合問題や、民間学童クラブとの地域バランスについて、学校区や子育て支援拠点の配置状況を考慮し検討を行いました。 | 人件費の把握や指定管理者制度へ移行する場合の条文改正箇所の確認及び学童保育室業務の指定管理者制度への移行に関する他市の状況の確認を行いました。 | 児童センター業務を指定管理者制度へ移行している他市の例を参考に募集要項、仕様書等について研究を行いました。また、複合施設内に設置された場合や学童保育室が併設された場合について、県内他市の導入状況・公募方法等を調査し、課題を整理しました。 | 児童センター3施設（うち2施設は学童保育室を併設）及び学童保育室2施設の計5施設について、順次、指定管理者制度を導入することについて検討しました。 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 児童センター3施設による合同事業を実施していること、また、土曜日は学童保育の需要が少ないため合同保育を実施しており、一部の学童保育室に指定管理者制度を導入することで効率的な運営が難しくなる等の課題があるため、当面は導入を見合わせたいと考えました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 児童センター3館の合同事業や、学童保育との合同保育など、行政が主体だからこそできる事業を展開し、最も効率よく実施できているため、今後もこの形態で事業実施を進めることが望ましいです。利用者ニーズの高まりに対して、施設が老朽化していることや、民間学童保育事業所の利用料との価格差などの課題の解決が望まれます。また、指定管理者制度の導入については、市民サービスの向上や行政経費削減等の観点において、最も効果が見られる方法を研究・検証し、検討を進めて参ります。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|-------------------|--|---|---|---|--|---|
| 実施項目 | | 地域資源などの活用・市民との協働 | | | | |
| 計画番号 | 第 17 号 | 計画名 | 市民活動団体（NPO、ボランティアなど）との取組みの推進 | | | |
| 所管課 | 市民活動推進課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 市内で活動する市民活動団体が増加し活発化しています。各団体独自の目的を持ちそれぞれの活動を行いながらまちづくり活性化の一翼を担っていますが、連携が十分には図られていません。地域の活性化には市民活動団体との連携が必要です。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 複合施設などの公共施設を拠点として、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進する体制を整備していきます。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | | 検 討 | | 実 施 | 見直し・実施 | |
| 市民活動団体等の活動促進 | 取組目標 | 各活動団体連絡会の設置、会議開催（意見交換会、参加、参画の仕組みづくりなど調査・研究） | ワークショップの開催（12回） | 各種団体連絡会の設置（複合施設などでの活動の具体化） | 各種市民活動団体を主体とした事業の実施 | 各種市民活動団体を主体とした事業の拡充 |
| | 取組実績 | 平成27年度開設予定の市民プラザ跡地複合施設は、市民活動の拠点となる施設を目指し、様々な分野の団体からワークショップに参加していただきました。月1回ワークショップを開催し、意見交換や団体同士の交流を図りました。 | 市民プラザ跡地複合施設は、施設の管理・運営についても、市民主体に展開していくため、ワークショップを毎月1回開催しました。様々な分野の市民活動団体から17名が参加し意見交換、また各団体の交流を図りました。 | 市民活動交流センターが開館し、市民活動団体の活発な活動につながる環境づくりや管理・運営に関する意見・情報交換会を社会福祉協議会及びコミュニティ協議会と開催しました。また、「埼玉市民活動サポートセンターネットワーク」に加入し、他市町村との情報交換・交流を図りました。市民活動交流センターが市民活動の拠点施設としての効果を発揮できるようセンター内の事業所及び事業者と連絡会を設置し、相互連携を推進しました。 | 公益財団法人との共催による講座を開催し、ボランティアの基礎知識やボランティア受け入れ団体とのマッチング、交流会を開催しました。また、市民活動に関する情報発信のため、ポスター掲示やチラシ配架、紹介ファイルコーナーを設け、市民活動交流センターで行われる活動の情報発信の環境づくりを行いました。 | 文化・生涯学習の振興、地域・世代間交流の促進、賑わいの創出など、多彩なジャンルの事業を実施するための支援として、埼玉県との共催によるNPO設立相談会を行いました。 |
| 全体総括 (成果・効果) | 市民活動交流センターは文化、生涯学習、子育てや世代間交流など様々な分野で市民活動団体の活動拠点となっています。 市民活動交流センター登録団体数の推移 H27年度：245団体 H28年度：215団体 H29年度：246団体 | | 今後へ向けて (課題・展望) | <ul style="list-style-type: none"> 市民活動交流センターがオープンする際には、市民活動の拠点施設として最大限に効果が発揮できるよう各種連絡会を設置しましたが、現在は利用団体等の連絡会は未設置となっています。 市民との協働によるまちづくりを推進するため、埼玉県からの権限委譲により、平成31年度から本庄市内に事務所を置く特定非営利活動法人（NPO法人）の設立等の認証、各種届出等事務を開始する予定です。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|-------------------|--|--|-----------------------|--|-------------|-------------|
| 実施項目 | 地域資源などの活用・市民との協働 | | | | | |
| 計画番号 | 第 18 号 | 計画名 | 民間の団体による良好な道路環境や景観の維持 | | | |
| 所管課 | 道路管理課・道路整備課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | ○ 道路の清掃や除草、植栽の簡易な管理を、ロードサポート制度に基づく認定団体が行っています。また、貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等の違反簡易広告物の除却を、本庄市違反広告物除却推進員設置要綱に基づく認定団体が行っています。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | ロードサポート制度の取組みを継続し、加えて違反簡易広告物除却推進員制度の活動促進を図ることにより、良好な道路環境や景観の維持を行います。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施  | | | | |
| 制度の普及、活動推進 | 取組目標 | 年間活動回数：25回 | 年間活動回数：80回 | 年間活動回数：100回 | 年間活動回数：110回 | 年間活動回数：120回 |
| | 取組実績 | 年間活動回数：89回 | 年間活動回数：100回 | 年間活動回数：102回 | 年間活動回数：100回 | 年間活動回数：96回 |
| 全体総括 (成果・効果) | ロードサポート団体(15団体・総延長7.2km)では、平均7回/年の清掃美化活動を行っております。また、違反簡易広告物除却団体(1団体・早稲田の杜地域)では、毎月1回清掃美化活動に際して簡易除却活動を実施しております。これらにより、道路環境や景観の維持が図られました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 現在、ロードサポート制度による認定企業等は15団体であり、最大時の認定団体数は17団体で2団体の減となっている状況です。また、違反簡易広告物除却推進員制度での推進団体は1団体であるため、今後の課題としては、PR等を行い認定・推進団体を増加させていく必要があります。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|-------------------|--|--|-------------------|--|-------------------|-------------------|
| 実施項目 | 地域資源などの活用・市民との協働 | | | | | |
| 計画番号 | 第 19 号 | 計画名 | 公園管理における住民参加 | | | |
| 所管課 | 都市計画課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 住民と協働で公園管理を行っていくために、公園愛護会の育成と拡充に積極的に取り組んでいます。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 愛護会が組織されていない公園及び新規に開設をする公園については、地元の自治会や地域の各団体等に直接公園愛護会の趣旨を説明し、活動への参加を働きかけていきます。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施  | | | | |
| 公園愛護会組織の育成・拡充 | 取組目標 | 公園愛護会目標数：41 団体 | 公園愛護会目標数：42 団体 | 公園愛護会目標数：43 団体 | 公園愛護会目標数：44 団体 | 公園愛護会目標数：45 団体 |
| | 取組実績 | 公園愛護会実績数：40 団体 | 公園愛護会実績数：39 団体 | 公園愛護会実績数：40 団体 | 公園愛護会実績数：40 団体 | 公園愛護会実績数：43 団体 |
| 全体総括 (成果・効果) | <ul style="list-style-type: none"> 5年間の実績として新たに活動開始した団体は5団体、脱退した団体は2団体でした。平成29年度の公園愛護会取組目標45団体に対し、96%の成果を得ることができました。 平成25年度の街区公園数は82公園でしたが、平成29年度末での街区公園数は89公園でした。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | <ul style="list-style-type: none"> 良好な都市環境と健全な街づくり及び公園愛護精神の高揚に資することを目的とした公園愛護会ですが、高齢化が進み活動できる愛護会数が減少しています。公園の「質」的な向上が強く求められる中、安全、安心な公園利用を目指し、愛護会活動の充実を図ります。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|---|--|--|-------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 実施項目 | 地域資源などの活用・市民との協調 | | | | | |
| 計画番号 | 第 20 号 | 計画名 | 消費者の安全と利益の確保 | | | |
| 所管課 | 商工観光課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 消費者に対する詐欺や悪徳商法などの被害は、多様化、複雑化しており、被害に遭われた方の救済が一層求められています。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | ○消費生活相談の充実を図ります。 ○一般市民にて構成する消費生活サポーターによる啓発活動により、消費者被害の未然防止を図ります。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施  | | | | |
| 消費者被害の未然防止 ①消費生活相談の充実 ②消費生活サポーターによる啓発活動 | 取組目標 | ①相談による救済率：94% ②年3回実施 | ①相談による救済率：94% ②年3回実施 | ①相談による救済率：95% ②年4回実施 | ①相談による救済率：95% ②年4回実施 | ①相談による救済率：95% ②年4回実施 |
| | 取組実績 | ①相談による救済率：96% ②年4回実施 | ①相談による救済率：98% ②年4回実施 | ①相談による救済率：94% ②年6回実施 | ①相談による救済率：92% ②年11回実施 | ①相談による救済率：94% ②年10回実施 |
| 全体総括 (成果・効果) | 消費生活センターを設置し、相談体制を整備したことにより、消費者が相談しやすくなり、消費者被害からの救済につながりました。また、市民ボランティア団体である消費生活サポーターとの協働により、市民へ啓発活動を行い、消費者被害を未然に防ぐことができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 消費生活相談員及び消費生活サポーターの研修等を推進し、活動内容をさらに充実させます。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|-------------------|--|--|---|---|---|--|
| 実施項目 | 地域資源などの活用・市民との協働 | | | | | |
| 計画番号 | 第 21 号 | 計画名 | エリアマネジメントの推進 | | | |
| 所管課 | 都市計画課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本庄早稲田駅周辺地区については、本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業により新たなまちづくりを進めており、平成25年度中に基盤整備工事完了予定です。 ○ 今後まちが活性化していく中で、地区の環境の維持・向上などのための「まちを育てる」活動組織が必要となってきます。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のまちづくりとして、一方向的な行政サービスの提供という形態から、住民・地権者・事業者等の主体的な「エリアマネジメント」の形態への移行を進めます。エリアマネジメント組織の設立を支援し、自主運営組織への移行を目指します。 ○ エリアマネジメント組織の活動として、地区の資産価値の低下を防ぎ、さらに高めていくことを目的とした「まちの清掃活動」や「交流イベント開催」、収益事業の実施に向けた検討を進めます。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 検 討 | 実 施 | | | 見直し・実施 |
| エリアマネジメント組織の活動推進 | 取組目標 | エリアマネジメント組織の設立 | <ul style="list-style-type: none"> ○組織の設立準備 ○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・イベント開催 ・情報発信 ○北°コオリダ°の育成 ○収益事業の研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○自主的組織の設立 ○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・イベント開催 ・情報発信 ○収益事業の研究 | <ul style="list-style-type: none"> ①自主的組織の設立 ②清掃活動 ③イベント開催 ④情報発信 ⑤収益事業の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ①自主的組織の活動 ②清掃活動 ③イベント開催 ④情報発信 ⑤収益事業の試行 |
| | 取組実績 | 「本庄早稲田まちづくり活動勉強会」の事務局として、まちを育てる活動や持続可能なまちづくり組織の立ち上げの支援・検討を行いました。 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や関係企業との意見交換会を実施しました。 ○「まちみがき（美観活動）」を実施しました。 ○広報誌を発行し情報発信を行いました。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「まちみがき（美観活動）」を実施しました。 ○広報誌等で情報発信を行いました。 ○ハロウインのパレード等のイベントを行いました。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「まちみがき（美観活動）」を実施しました。 ○広報誌等で情報発信を行いました。 ○まち歩き等のイベントを実施しました。 ○北°コオリダ°の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○「まちみがき（美観活動）」を実施しました。 ○広報誌等で情報発信を行いました。 ○自立に向けた北°コオリダ°の育成 |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>本庄早稲田の杜地区において、地域住民や進出事業者が参加する、各種イベントや清掃活動を開催することにより、地域の交流を促進し、まちの活性化や、地区の環境の維持管理「エリアマネジメント」に関心をよせていただきました。</p> <p>また、積極的にエリアマネジメント活動に取り組む方々から積極的にイベントの立案がされるようになりました。</p> | | 今後へ向けて (課題・展望) | <p>市が事務局を行っている本庄早稲田の杜まちづくり活動勉強会は、地元住民や進出事業者とともに活動を行っております。積極的に取り組む方々は存在しますが、エリアマネジメント組織として自主運営はできていない現状であります。</p> <p>今後は、積極的に取り組んでいる方々の中から、オピニオンリーダーを育成し、自主的な運営組織が設立されよう検討して参ります。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法見直し | | 重点項目 | | 組織・機構の見直し | |
|-----------------|---|---|---|--|--|-----------|--|
| 実施項目 | | 組織機構の適正化 | | | | | |
| 計画番号 | 第 22 号 | 計画名 | 組織機構の適正化・庁内分権の推進 | | | | |
| 所管課 | 企画課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ 部課長全員を対象に「組織編成に向けた調査」を実施し、現行の課題を把握しています。さらに、より詳細に課題を把握し、効率的で時代に即した組織にするため、調査後にヒアリングを実施しています。</p> <p>○ 庁内分権を進めるべき案件の有無等についての調査を行い、見直しを検討しています。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | <p>○「組織編成に向けた調査」及びヒアリング内容を踏まえ、組織機構の適正化を進めることにより、効率的で時代に即した組織改革を行います。</p> <p>○既定の職務権限を下位職位に委譲することにより、意思決定の迅速化や責任所在の明確化を図ります。</p> | | | | | | |
| 取組実績 | <p>●組織の編成において、実情に沿った効率的・効果的な組織づくりに努めました。〔平成26年度組織構成 11部41課108係(平成25年度対比 ±0部±0課±0係)〕</p> <p>●庁内分権については、現状の意思決定に問題がありませんでした。</p> | <p>●組織の編成において、実情に沿った効率的・効果的な組織づくりに努めました。〔平成27年度組織構成 11部41課108係(平成26年度対比 ±0部-2課±0係)〕</p> <p>●庁内分権については、現状の意思決定に問題ありませんでした。</p> | <p>●組織の編成において、実情に沿った効率的・効果的な組織づくりに努めました。〔平成28年度組織構成 11部42課105係(平成27年度対比 ±0部+1課-3係)〕</p> <p>●庁内分権については、現状の意思決定に問題ありませんでした。</p> | <p>●組織の編成において、行政サービスの質の向上を目指し、効率的・効果的な組織づくりに努めました。〔平成29年度組織構成 11部42課104係(平成28年度対比 ±0部±0課-1係)〕</p> <p>●庁内分権については、課長専決範囲の見直しを見当しました。</p> | <p>●組織の編成において、行政サービスの質の向上を目指し、効率的・効果的な組織づくりに努めました。〔平成30年度組織構成 11部43課107係(平成29年度対比 ±0部+1課+3係)〕</p> <p>●庁内分権については、他市事例の研究を行いました。</p> | | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>毎年、組織編成に向けた調査とそれに基づくヒアリングを実施し、適宜課題を洗い出し、効率的に行政経営が行われる組織を目指しており、各年度にあって課題が解決しやすく、組織の効率性を高めることに役立ちました。</p> <p>庁内分権は、調査研究の結果、事務の迅速性や効率化の確保のため、決裁権限の見直しを行いました。</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | <p>平成30年度からの新たな総合振興計画における将来像が適正かつ迅速に達成されるよう課題を整理しながら、また、それとともに職員が仕事がしやすい組織を目指します。</p> <p>今後さらに事務の適正化を念頭に庁内分権の研究をしていきます。</p> | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 組織・機構の見直し | |
|-----------------|---|--|---|--|---|--|
| 実施項目 | 職員の定員管理の適正化 | | | | | |
| 計画番号 | 第 23 号 | 計画名 | 適正な定員管理の推進 | | | |
| 所管課 | 行政管理課 | 関係課 | 企画課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 本庄市総合振興計画を実現するための組織の見直しや庁内分権、民間委託などの取組みに基づき、必要とされる職員の確保に努めてきたところです。 | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | 組織の見直しや庁内分権、民間委託などの推進により算出された定員の計画に基づき、再任用制度の実施等を踏まえた上で、職員採用を進めるなど適正な定員管理を推進していきます。 | | | | | |
| 取組実績 | 職員採用試験を実施（9月）し必要な人員を確保しました。 また、効率的・効果的な人員配置を行うための人事ヒアリングを実施しました。 | 職員採用試験を2回実施（7月・9月）するとともに、再任用制度を活用し必要な人員を確保しました。 また、人事評価の結果の活用や人事ヒアリングによる調整を踏まえた適材適所の職員配置を行いました。 | 職員採用試験を2回実施（7月・9月）するとともに、再任用制度を活用し必要な人員を確保しました。 また、人事評価の結果や人事異動希望及び自己申告書を活用し、人事ヒアリングによる調整を踏まえた適材適所の職員配置を行いました。 | 職員採用試験について、受験者増を目的に県内市町村職員採用合同説明会への参加やポスター等を市内公共施設に設置しました。また、採用試験を2回実施（9月・1月）するとともに、再任用制度を活用し必要な人員を確保しました。 さらには、人事評価の結果や人事異動希望及び自己申告書を活用し、人事ヒアリングによる調整を踏まえた適材適所の職員配置を行いました。 | 職員採用試験の受験者増を目的に県内市町村の合同説明会への参加に加え、児玉郡市合同で説明会を開催しました。また、優秀な人材の早期確保のため、社会人経験者枠での試験実施や再任用制度を活用し必要な人員を確保しました。 さらには、人事評価の結果や人事異動希望及び自己申告書を活用し、人事ヒアリングによる調整を踏まえた適材適所の職員配置を行いました。 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 再任用制度を活用するとともに、職員採用における各種取組の実施により一定の受験者数を確保することで、必要な人員及び人材を採用（※）し、適正な定員管理を推進しました。 ※H25（受験者102名、採用者19名）、H26（受験者122名、採用者17名）、H27（受験者128名、採用者18名）、H28（受験者277名、採用者20名）、H29（受験者147名、採用者27名） | | 今後へ向けて (課題・展望) | 効率的で質の高い行政を実現するために、長期的視点に立ち、行政需要の変化や本市の実情に応じた定員適正化計画を策定し、業務量と人員の計画的な管理に努めます。 また、職員採用試験における受験者数の確保に向けた各種取組を今後も継続して実施するとともに、組織としての適正な人員構成を推進するため、新規職員と再任用職員の採用を両立していきます。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 職員の意識改革と人材育成 | |
|-----------------|---|--|---|---|---|--|
| 実施項目 | 人材育成の推進 | | | | | |
| 計画番号 | 第 24 号 | 計画名 | 職員研修などの充実 | | | |
| 所管課 | 行政管理課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 本庄市人材育成基本方針に基づき、職員の能力向上を図り、人材のレベルアップを行政のレベルアップにつなげ、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、職員研修計画に基づき研修を実施しています。 | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | 【平成27年度：職員研修計画改定】 職員研修計画に基づき研修を実施し、職員の意識改革や人材育成を進めます。また、平成27年度には職員研修計画の改定を行い、さらに研修を充実していきます。 | | | | | |
| 取組実績 | <p>児玉郡市広域市町村圏組合が開催する各職位に応じた基本研修のほか、彩の国さいたま人づくり広域連合や市町村アカデミーが開催する各種専門研修に積極的に職員を派遣するとともに、埼玉県に職員の研修派遣を行いました。</p> <p>また、組織として適切な対応力の向上を図るため、全職員を対象にクレーン対応研修を実施し、人材育成に努めました。</p> | <p>児玉郡市広域市町村圏組合等、外部団体が開催する各種研修に積極的に職員を派遣するとともに、埼玉県に職員の研修派遣を行いました。</p> <p>また、人事評価に伴う管理職による職員面談や全職員を対象としたクレーン対応研修(上級篇)を実施し、人材育成に努めました。</p> | <p>児玉郡市広域市町村圏組合等、外部団体が開催する各種研修に積極的に職員を派遣するとともに、埼玉県に職員の研修派遣を行いました。</p> <p>また、人事評価に伴う年2回の職員面談や全職員を対象とした障害者差別解消法研修を実施し、職員の意識改革と必要な知識の習得に努めました。</p> | <p>職員研修計画を改定し、児玉郡市広域市町村圏組合等、外部団体が開催する各種研修に積極的に職員を派遣するとともに、埼玉県に職員の研修派遣を行いました。</p> <p>また、人事評価に伴う年2回の職員面談や全職員を対象とした人権研修、個人型確定拠出年金制度の自由参加型セミナーを開催し、人権意識の向上と福利厚生の実施を図りました。</p> | <p>人材育成基本方針を改定し、児玉郡市広域市町村圏組合等、外部団体が開催する各種研修に積極的に職員を派遣するとともに、埼玉県に職員の研修派遣を行いました。</p> <p>また、人事評価に伴う年2回の職員面談や全職員を対象とした接遇クレーン対応研修に加え、行政課題の解決に向けた女性職員キャリアデザイン研修、管理者組織管理研修、人事評価者研修を実施しました。</p> | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>「本庄市人材育成基本方針」と「本庄市職員研修計画」を改定し、時代の変化とともに新たに対応が必要となった分野を含め、人材育成のあり方について改めて整理しました。</p> <p>また、質の高い市民サービスを継続的に提供するために、各種研修等を通じた職員の知識・接遇の向上や意識改革を推進しました。</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | <p>限られた人員で複雑化・高度化する行政ニーズに柔軟に対応できる組織とするために、各種研修等で得た研修成果を個人の資質向上のみならず、他の職員に波及できる仕組みづくりが必要です。引き続き、時代のニーズや近隣自治体での取り組みを調査・研究し、長期的な視点から研修を活用した人材育成を推進していきます。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 職員の意識改革と人材育成 | |
|-----------------|--|--|--|--|---|--|
| 実施項目 | 職員の意欲向上推進 | | | | | |
| 計画番号 | 第 25 号 | 計画名 | 職員提案制度などの推進 | | | |
| 所管課 | 企画課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ グループウェア上に「職員提案BOX」を設置し、事務改善につながる提案を随時受け付けています。 ○ 目標受付件数10件に対し、直近3か年の実績件数は0～3件というものであり、大幅に下回っています。 | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | <p>【職員提案件数増加策の検討、実施】</p> <p>業務の改善、能率の向上及び市政の改善等を図るとともに、職員の自己学習、自己啓発を促進するために職員提案制度を運用しています。提案制度のさらなる周知を行い、件数増加策を実施します。</p> <p>提案件数の増加を図るため、優秀提案者に対する報奨の導入、提案促進のキャンペーン等の実施を検討します。また、現行の一律の提案制度から、「新規施策の提案」と「事務改善に資する提案」とを区分し、各区分に応じた募集方法等の検討を進めます。</p> | | | | | |
| 取組実績 | 庁内掲示板にて、職員提案制度についての周知を図りました。 | 行政改革審議会での職員提案制度に対する改善の必要性を受け、提案方法の見直しを行いました。また、提案促進期間を設け、制度の積極的な周知を図り、提案しやすい環境をつくったところ、提案が9件ありました。 | 提案促進のため、テーマを定めて全職員に募集をかけるキャンペーン期間を8月に「事務改善」、12月に「自由テーマ」として設け、職員提案制度の積極的な周知・活用を図りました。提案件数は6件であり、昨年と比べ減少しましたが、「自由テーマ」での提案募集により、広範囲な課題に対する踏み込んだ提案も挙がりました。 | 7月と12月にグループウェアの掲示板にて職員提案制度の周知を図ったところ、4件の提案がありました。 | 職員提案制度の周知のため、制度についてわかりやすくまとめた募集要領とチラシを作成し、5月と11月にグループウェアの掲示板に掲載し、周知を図ったところ、6件の提案がありました。 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 提案方法の見直しや募集テーマの設定、職員に対する制度の周知徹底等を通して、提案しやすい雰囲気や環境づくり、職員の意識の醸成を図りました。その結果、目標受付件数の10件には達しませんでした。当初の現状(受付件数0～3件)から提案件数が増加し、職員の積極的な意見・改善案の採用、実行に繋がりました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 平成29年度に行政改革の取組みとして、職員提案制度とは別に、職員に対して無記名による提案の募集を行い、119件もの提案がありました。今後の課題として、行政改革による提案募集と職員提案制度による提案募集の内容について重なる部分が多いため、そのあり方を整理していく必要があります。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|-----------------|--|--|--|---|---|--|
| 実施項目 | 民間委託等の推進 | | | | | |
| 計画番号 | 第 26 号 | 計画名 | 民間委託等の検証・推進 | | | |
| 所管課 | 企画課 | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 民間の専門性に委ねた方が効果的・効率的な事務事業については、民間委託により実施し、その効果については常に検証を行い、必要に応じて委託内容の見直しを行います。 また、民間委託を行っていない業務について、効果が見込めるものは民間委託への意向を検討します。 | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | 平成21年度策定の「民間委託等推進指針」を基としつつ、市の事務事業のうち民間委託等が適切と思われるものについての検証・推進を行います。 | | | | | |
| 取組実績 | 事務事業評価シートにおいて、目的の妥当性、必要性、有効性、効率性などの評価項目により、民間委託化の検討を行いました。また、26年度から30年度までに予想される事務量調査を行いました。 | 民間委託を行っていない事業については、民間委託化の可能性について調査しています。 | 民間委託を行っていない事業については、民間委託化の可能性について調査しています。 | 民間の専門性に委ねた方が効果的・効率的と考えられる事務事業があれば、経費の削減やサービスの向上に努めます。 | 新たに民間委託への移行に適している事例はありませんでしたが、民間の専門性に委ねた方が効果的・効率的と考えられる事務事業があれば、経費の削減やサービスの向上に努めます。 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 各所管には、事務を執行するうえで市が行った方が効率的なもの、民間が行った方が効率的なものについて、適宜検討を求めました。平成28年度からは市道の安全管理を目的として道路のパトロールを委託し、きめ細かな管理を行いました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 今後も継続して民間活用の手法の研究・検討を進め、更なる効率化を図っていきます。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 行政サービスの提供方法の見直し | | 重点項目 | 民間活力の活用 | |
|-----------------|---|-----------------|-------------------|---|---------|--|
| 実施項目 | 早稲田大学との包括的な相互連携 | | | | | |
| 計画番号 | 第 27 号 | 計画名 | 早稲田大学との包括的な相互連携 | | | |
| 所管課 | 企画課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ 早稲田大学との基本協定では、「まちづくりに関すること」「産業振興に関すること」「人材育成に関すること」「文化の育成・発展に関すること」「研究・開発に関すること」の5項目について相互連携を図ることとしています。</p> <p>○ 早稲田大学の知的資源を活かした各種事業を通し、市民の知的好奇心や社会への関心を高めることもでき、さらなる地域と大学との連携によるまちづくりの推進を図っています。</p> | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目・計画 | 基本協定5項目に基づき、「本庄早稲田の杜まちづくりプロジェクト」や、「川淵三郎塾」、「子ども大学ほんじょう」等各課で様々な取り組みが実施されているが、社会状況や市民のニーズに合わせ内容は変遷しています。それらの状況を的確に把握しながら、その取り組みを次の事業へ活かし、各種事業を通して市民の知的好奇心や社会への関心を高め、さらなる地域と大学との連携によるまちづくりの推進を図っていきます。 | | | | | |
| 取組実績 | 基本協定書5項目をすべて実施 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 早稲田大学を知的資源として活かし、連携を推進することにより、先進的なまちづくりが進んでいます。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 協働によるまちづくりの意識の向上と地域の発展に向けて、先進的な取り組みが実を結ぶよう、市民総合大学や小中学校国際理解講座など早稲田大学との協働事業をさらに推進していくことが必要です。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 財政構造の見直し | |
|-------------------|---|--|--|--|---|----------|--|
| 実施項目 | 特別会計の収支均衡化 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 28 号 | 計画名 | 各特別会計の収支均衡化（児玉南土地区画整理事業特別会計） | | | | |
| 所管課 | 都市計画課 | | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 事業費に充てるため保留地販売を促進しました。販売促進方法としては、市内全戸配布の広報誌に掲載することや公売リーフレット（約2万9千部）を作成し、深谷市の一部、寄居町、上里町及び美里町への新聞折込、市ホームページへの掲載、自治会長、一般企業等にリーフレットや案内文を郵送しています。また、工事発注時のリサイクル製品の積極的な使用や、建設発生土を区域内で効率よく流用し運搬費及び処分費等の経費軽減に努めました。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 保留地を積極的にPRし販売することで歳入を増やし、同時に経費の削減に努めることが一般会計からの繰出金の縮減になるため、引き続き保留地販売のPRや経費削減のための取組みを進めます。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 実 施 | | | 見直し・実施 | | |
| | 取組目標 | — | — | (換地処分により事業完了) | 清算業務 | | |
| 一般会計繰出金の縮減 | 取組実績 | ○歳入確保のための取組積極的な広報活動を行い保留地販売を促進しました。 ○歳出削減のための取組工事においてリサイクル製品を使用するなどの工夫を行いました。 | ○歳入確保のための取組積極的な広報活動を行い保留地販売を促進しました。 ○歳出削減のための取組工事においてリサイクル製品を使用するなどの工夫を行いました。 | ○歳入確保のための取組積極的な広報活動を行い保留地販売を促進しました。 ○歳出削減のための取組工事においてリサイクル製品を使用するなどの工夫を行いました。 | 平成28年2月26日の換地処分公告により区画整理事業が終了となり、換地処分公告により確定した精算金の徴収交付事務を行いました。 | | |
| | 全体総括 (成果・効果) | 積極的な広報活動により保留地の販売を行い、特別会計の歳入を確保すると共に、工事においてはリサイクル製品を使用するなどの工夫を行い歳出の削減に努め、一般会計繰出金の縮減を行いました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 平成28年度事業完了済。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 財政構造の見直し | |
|--|---|---------|--|--|---|-----------------------------|---|
| 実施項目 | 特別会計の収支均衡化 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 29 号 | 計画名 | 特別会計の収支均衡化（農業集落排水事業特別会計） | | | | |
| 所管課 | 下水道課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 農業集落排水事業は特別会計を設置し、汚水の処理、施設の維持管理等の事業にあたっていますが、総務省基準を超えた一般会計からの繰出金が発生しています。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 農業集落排水事業においては、施設の長寿命化のため、機能強化整備計画の策定及び実施により歳出の抑制に努めます。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | | | 見直し・実施 | | | ➔ |
| 農業集落排水事業の特別会計の収支均衡化 | 取組目標 | | | | ・機能強化整備事業簡易診断調査業務（農業集落排水事業） | ・機能強化整備事業簡易診断調査業務（農業集落排水事業） | |
| ※平成27年度まで計画番号第50号「公共下水道事業」と同一シート。平成25・26年度の実施計画及び取組目標は「公共下水道事業」についてのみ設定。 | 取組実績 | | 老朽化した農業集落排水処理施設について、機能強化整備事業簡易診断調査を実施しました。 | 老朽化した都島と田中の農業集落排水処理施設について、診断調査の結果をもとに、関係機関と事前調整や検討を行いました。 | 機能強化整備事業簡易診断調査の結果をもとに概略設計を行い、老朽施設の機能強化を図るため、関係機関と事前調整や検討を行いました。 | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 農業集落排水事業につきましては、老朽化した排水処理施設について機能強化を図るための診断調査を実施し、関係機関と事前調整や検討を行いました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 老朽化した農業集落排水処理施設について、どのような方法により機能強化と最適化を図るか、引き続き調査等を実施し、関係機関と調整検討を行います。 | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | |
|-------------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|--------------------------|---|
| 実施項目 | 市税などの収納率の向上 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 30 号 | 計画名 | 市税の納付方法の多様化の推進 | | | | |
| 所管課 | 収納課 | | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 現在の納付方法は口座振替をはじめ、金融機関や市役所・コンビニエンスストアでの納付が行えます。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 納付方法の一つである口座振替を促進する効果的・効率的な方法を研究し、広報等のPR活動を行うとともに、近年のインフォメーションテクノロジーの普及による新たな納付方法も求められています。そのため、それらを利用した納付方法を検討し、納付方法の多様化を図ります。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施 | | | | |  |
| ①調定件数に占める口座振替件数の割合向上 ②納付方法の多様化推進 | 取組目標 | ①割合：34.0% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：36.0% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：38.0% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：40.0% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：42.0% ②新たな納付方法の検討 | |
| | 取組実績 | ①割合：33.9% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：37.8% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：38.4% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：38.3% ②新たな納付方法の検討 | ①割合：38.0% ②新たな納付方法の検討 | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>○口座振替件数の割合は、平成25年度の33.9%から平成29年度の38.0%へと4.1ポイント増となっています。</p> <p>○平成28年1月よりペイジー口座振替受付サービスを開始したため、収納課の窓口で簡単に口座振替の手続きができるようになり、利便性が向上しました。</p> <p>○納付方法の多様化に向けて、研修会への参加や先進事例の調査などにより、納付方法の多様化の検討を行いました。</p> | | 今後へ向けて (課題・展望) | | <p>今後、コンビニ払いや納付書払いの納税者をいかに口座振替に変更できるかが収納率向上の鍵となります。口座振替推進キャンペーンの実施等により、引き続き口座振替の推進を図っていくとともに、納付方法の多様化に向けて他の納付方法の検討も行っていきます。</p> <p>さらに、平成31年10月から始まる地方税共通納税システム(eLTAX)の導入に向けて、準備を行います。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | |
|-------------------|---|--|--|--|---|--|--|
| 実施項目 | | 市税などの収納率の向上 | | | | | |
| 計画番号 | 第 31 号 | 計画名 | 収納率の向上(市税) | | | | |
| 所管課 | 収納課 | 関係課 | 債権回収対策室 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 平成23年度実績では、国民健康保険税の本市の収納状況は埼玉県下の市では3位と健闘しているものの、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税の合計では県内の市で最下位の39位に位置しています。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 各年度ごとに収納目標を設定し、収納率向上を図ることで、国民健康保険税以外の税目の合計を県内市の平均順位まで引き上げることに努めます。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施  | | | | | |
| 目標収納率達成に向けた取組み | 取組目標 | 一般) 現年度分収納率：97.7% 滞納繰越分収納率：19.0% 国保) 現年度分収納率：93.1% 滞納繰越分収納率：14.0% | 一般) 現年度分収納率：98.1% 滞納繰越分収納率：25.2% 国保) 現年度分収納率：91.5% 滞納繰越分収納率：20.0% | 一般) 現年度分収納率：98.2% 滞納繰越分収納率：25.3% 国保) 現年度分収納率：91.6% 滞納繰越分収納率：20.1% | 一般) 現年度分収納率：98.3% 滞納繰越分収納率：25.4% 国保) 現年度分収納率：91.7% 滞納繰越分収納率：20.2% | 一般) 現年度分収納率：98.4% 滞納繰越分収納率：25.5% 国保) 現年度分収納率：91.8% 滞納繰越分収納率：20.3% | |
| | 取組実績 | 一般) 現年度分収納率：98.2% 滞納繰越分収納率：25.1% 国保) 現年度分収納率：92.2% 滞納繰越分収納率：22.1% | 一般) 現年度分収納率：98.3% 滞納繰越分収納率：25.3% 国保) 現年度分収納率：91.5% 滞納繰越分収納率：22.1% | 一般) 現年度分収納率：98.7% 滞納繰越分収納率：46.5% 国保) 現年度分収納率：91.5% 滞納繰越分収納率：23.0% | 一般) 現年度分収納率：98.9% 滞納繰越分収納率：26.9% 国保) 現年度分収納率：92.6% 滞納繰越分収納率：22.7% | 一般) 現年度分収納率：98.9% 滞納繰越分収納率：25.1% 国保) 現年度分収納率：92.6% 滞納繰越分収納率：21.0% | |
| 全体総括 (成果・効果) | ○平成25年度と平成29年度の収納率を比較すると、市税(一般会計)の現年度分は0.7ポイント増となり、滞納繰越分は増減なし、国民健康保険税の現年度分は0.4ポイント増となり、滞納繰越分は1.1ポイント減となりました。 ○平成29年度の収納率は、市税(一般会計)の滞納繰越分以外はすべて取組実績が取組目標を上回りました。 ○ここ数年は、市税合計の収納率が、目標である県内市計平均の近似値となっており、一定の成果を上げることができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | ①個人住民税の全国平均以上の収納率の達成②国民健康保険税の現年度収納率93%以上の達成が目標であるため、これらの2つの大きな目標にどう対応していくかが課題となります。 今後は滞納繰越額の圧縮を進めることにより、収納率を高い水準で継続的に維持できるよう努めます。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | | | | | |
|-------------------|--|---|--|---|--|---|--|--|--|---|--|
| 実施項目 | | 市税などの収納率の向上 | | | | | | | | | |
| 計画番号 | | 第 32 号 | | 計画名 | | 収納率の向上(保育料) | | | | | |
| 所管課 | | 子育て支援課 | | 関係課 | | 債権回収対策室 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | | <p>収納率を向上させるため、目標値を設定して現年度及び過年度分を徴収しています。督促状・催告書の送付、電話による納付催告及び臨宅徴収(夜間・休日)を実施し、納付意識の乏しい滞納者には、滞納処分を前提とした督促状の差し置きを行い、連絡のとれた当該滞納者には、納付(分納)誓約書を提出させるといった納付意識を高めることに努めています。保育料に未納のある子ども手当等の対象者が、手当の受給を届けるために来課した際には、手当の支給目的を説明し、この手当が振り込まれた際に、その一部を未納保育料に充当していただくよう、依頼しています。</p> | | | | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 督促状(現年分)について、これまで年1回であったものを期別ごとに送付します。 ○ 催告書(現年・過年)の送付、電話催告及び臨宅徴収を行います。 ○ 児童手当からの過年分天引き制度を導入します。 ○ 公立保育所の所長から未納者に対し直接声掛けをします。 | | | | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
| 実施項目 | | 実施計画 | | 見直し・実施 | | | | | | | |
| 目標収納率達成に向けた取組み | | 取組目標 | | 現年度分収納率 98.1% 滞納繰越分収納率 18.5% | | 現年度分収納率 98.83% 滞納繰越分収納率 20% | | 現年度分収納率 98.84% 滞納繰越分収納率 30% | | 現年度分収納率 98.85% 滞納繰越分収納率 30% | |
| | | 取組実績 | | 現年度分収納率 98.83% 滞納繰越分収納率 32.82% | | 現年度分収納率 98.86% 滞納繰越分収納率 32.34% | | 現年度分収納率 99.24% 滞納繰越分収納率 29.91% | | 現年度分収納率 99.23% 滞納繰越分収納率 30.81% | |
| 全体総括 (成果・効果) | | <p>目標収納率を設定したことにより課内での達成意識が生まれ、それに向けた取組みを行うことができました。児童手当からの徴収では、本人からの申出によるものだけでなく、特別徴収を行い、徴収率の向上に努めました。これらの取組みにより、現年度分収納率は99%を超え、滞納繰越分収納率も平成27年度を除き、目標の30%を達成することができました。</p> | | | | 今後へ向けて (課題・展望) | | <p>滞納処分等の適正な実施により、滞納繰越分調定額の大幅な圧縮につながりました。今後は各調査や滞納処分を強化し、滞納繰越分調定額のさらなる圧縮に向けた取組みを行っていく必要があると考えています。</p> | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | | |
|---|--|--|--|--|---|----------------------------------|---|--|
| 実施項目 | | 市税などの収納率の向上 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 33 号 | 計画名 | 収納率の向上(介護保険料) | | | | | |
| 所管課 | 介護保険課 | 関係課 | 債権回収対策室 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員間で収納担当区域を設定、連携して業務に当たっています。 ○ 一括納付が困難な滞納者に対しては分割納付の対応を行っています。 ○ 介護保険料以外にも滞納がある場合は、関係課との連携を図っています。 | | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 収納体制強化の取組予定(平成24年度) ①督促状…納期限到来1か月後に発送 ②催告書…6,12月発送 ③臨戸徴収…各職員が担当地区を随時回って実施 ④電話催告…10月の第2期督促状発送後、2期分滞納者に対して実施 ⑤休日徴収…平成24年12月中旬頃実施予定 ⑥納付相談…滞納者のうち納付困難な方には分割納付の誓約書を交わし納付を促す。 ⑦口座振替促進…各種手段で制度周知を図ります。 | | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目 | | 見直し・実施 | | | | | ➔ | |
| 実施計画 | | | | | | | | |
| 取組目標 | | ①現年度分収納率：86.5% 滞納繰越分収納率：34.0% | ①現年度分収納率：87.0% 滞納繰越分収納率：34.5% | ①現年度分収納率：87.0% 滞納繰越分収納率：34.5% | ①現年度分収納率：87.0% 滞納繰越分収納率：34.5% | ①現年度分収納率：87.1% 滞納繰越分収納率：34.5% | | |
| 取組実績 | | ②口座振替率：17.5% | ②口座振替率：18.0% | ②口座振替率：18.7% | ②口座振替率：18.8% | ②口座振替率：19.0% | | |
| ※平成28年度から、滞納繰越分収納率と口座振替率を、より適切な計算方法に変更しました。平成25～27年度の()内の値は、変更後の計算方法により算出。目標値は、当初の計算方法で算出。 | | ①現年度分収納率：83.7% 滞納繰越分収納率：44.5% (23.3%) | ①現年度分収納率：84.6% 滞納繰越分収納率：51.5% (15.6%) | ①現年度分収納率：84.3% 滞納繰越分収納率：51.3% (17.4%) | ①現年度分収納率：84.9% 滞納繰越分収納率：16.8% | ①現年度分収納率：87.4% 滞納繰越分収納率：18.7% | | |
| | | ②口座振替率：18.7% (12.3%) | ②口座振替率：18.8% (13.8%) | ②口座振替率：15.7% (13.5%) | ②口座振替率：13.6% | ②口座振替率13.5% | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 現年度分収納率は、上昇傾向が見られ、各種の取り組みの成果が現れていると考えます。上記の取組内容の他に、平成27年度からコンビニ収納を開始したことも収納率の向上につながったと考えます。一方、平成28年度から口座振替の申し込みが簡易に行えるペイジー口座振替受付サービスを開始しましたが、口座振替率がほぼ横ばいであることから、今後、周知への取り組みが必要と考えます。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 普通徴収収納率の更なる向上に向け、初期滞納者への早期催告、納付相談への対応、確実な収納が見込まれる口座振替の推進、高額所得滞納者への財産調査に基づく適正な法的処分の徹底した実施などに取り組んで参ります。 | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | |
|---|---|--|--|--|---|---|--|
| 実施項目 | 市税などの収納率の向上 | | | | | | |
| 計画番号 | 第 34 号 | 計画名 | 収納率の向上(市営住宅使用料) | | | | |
| 所管課 | 営繕住宅課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | ○市営住宅入居者に対して住宅の使用料を徴収します。 ○使用料の滞納者に対して督促状を発送し、電話による催告や戸別訪問を行っています。また、長期滞納者には定期的に訪問し、使用料の納付を依頼しています。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 自主財源の確保のため、市営住宅入居者に使用料の納付を依頼します。また、既存入居者に口座振替のPRを行い、徴収増を図ります。新規入居者については、原則として口座振替とします。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施 | | | | | |
| 目標収納率の達成に向けた取組み | 取組目標 | 現年度分収納率：97.2% 滞納繰越分収納率：23.2% | 現年度分収納率：97.5% 滞納繰越分収納率：24.2% | 現年度分収納率：97.8% 滞納繰越分収納率：25.2% | 現年度分収納率：98.1% 滞納繰越分収納率：26.2% | 現年度分収納率：98.4% 滞納繰越分収納率：27.2% | |
| <ul style="list-style-type: none"> 入居者に口座振替による使用料の納付を推奨 滞納者には滞納月数により督促状、連帯保証人への通知、入居取 消予告等を送付 長期・高額滞納者には電話催告や戸別訪問を行い、滞納整理の交渉を実施 長期滞納者には、滞納の増加を防ぐため、明け渡し要求等を実施 | 取組実績 | 現年度分収納率97.4% 滞納分収納率27.5% 長期滞納者に訴訟による明け渡し(1件)を実施。 | 現年度分収納率97.6% 滞納分収納率25.3% 長期滞納者に強制執行による明け渡し(1件)を実施。 | 現年度分収納率96.8% 滞納分収納率30.1% 滞納者等への訴訟や強制執行等は、対象者の生活状況を考慮し保留。 | 現年度分収納率97.0% 滞納分収納率28.3% 滞納者等への訴訟や強制執行等は、前年同様に対象者の生活状況を考慮し保留。 | 現年度分収納率97.6% 滞納分収納率18.5% 長期滞納者で、合意による明け渡し(1件)を実施。 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 5年間の収納率は、各年度の目標に対して、H27～29の現年分で約1%減の範囲に収まりました。また、滞納分はH29の滞納分に限り、約9%の減になりました。今後は、滞納繰越分の徴収増が必要となります。 なお、H29年度の督促状等の送付数は、H28年度から比較すると12.5%の減少となり、滞納者の増加を抑えています。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 収納率の向上は主要な課題として、今後も引き続き重点的に取り組む必要があります。高額・長期、または悪質な滞納者等には、毅然とした姿勢(訴訟や強制執行等)で対応します。 なお、市営住宅は住宅に困窮する低額所得者のセーフティネットとしての役割もあり、滞納については分納の相談等にも応じて、入居者の負担の軽減にも配慮が必要です。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| | | | | | | |
|--------------------------|--|---|---|---|---|---|
| 基本方針 | 健全な財政運営 | | 重点項目 | 自主財源の確保 | | |
| 実施項目 | 市税などの収納率の向上 | | | | | |
| 計画番号 | 第 35 号 | 計画名 | 収納率の向上(下水道事業受益者負担金) | | | |
| 所管課 | 下水道課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 公共下水道が整備された地域の方から建設費の一部を負担していただく受益者負担金制度があり、この受益者負担金の賦課、徴収の業務を実施しているところです。しかしながら、納期内納付をせず、滞納する受益者がいます。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 口座振替の勧奨、督促状の発送、滞納者への文書催告、戸別訪問催告等を実施して財源確保に努めます。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施 | | | | |
| 目標収納率達成に向けた取組み | 取組目標 | 現年度分収納率：97.5% 滞納繰越分収納率：32.0% | 現年度分収納率：98.0% 滞納繰越分収納率：34.0% | 現年度分収納率：98.5% 滞納繰越分収納率：36.0% | 現年度分収納率：99.0% 滞納繰越分収納率：38.0% | 現年度分収納率：99.0% 滞納繰越分収納率：38.0% |
| | 取組実績 | 収納率向上のため年4回督促状を送付し、個別訪問と電話催告を実施しました。 現年度分収納率：97.76% 滞納繰越分収納率：52.31% | 収納率向上のため年4回督促状を送付し、個別訪問と電話催告を実施しました。 現年度分収納率：97.75% 滞納繰越分収納率：56.91% | 収納率向上のため年4回督促状を送付し、個別訪問と電話催告を実施しました。 現年度分収納率：99.0% 滞納繰越分収納率：51.7% | 収納率向上のため年4回督促状を送付し、個別訪問と電話催告を実施しました。 現年度分収納率：98.9% 滞納繰越分収納率：48.1% | 収納率向上のため年4回督促状を送付し、個別訪問と電話催告を実施しました。 現年度分収納率：98.5% 滞納繰越分収納率：51.6% |
| 全体総括 (成果・効果) | 収納率の向上を図るため、催告状の送付及び個別訪問、電話催告等を実施したことにより、各年度とも概ね目標を達成することができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 今後も、引き続き収納率の向上に向けた取組みを実施し、公共下水道事業の財源確保に努めます。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | |
|-------------------|--|---|---|--|---|--|---|
| 実施項目 | | 市税などの収納率の向上 | | | | | |
| 計画番号 | 第 36 号 | 計画名 | 収納率の向上(水道料金) | | | | |
| 所管課 | 水道課 | 関係課 | 下水道課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 平成21年2月から水道料金収納業務を民間会社に委託して業務の効率化を図っており、口座振替の促進や収納体制の強化などに取り組んできました。その効果もあり、目標として掲げたそれぞれの値にも近づきつつあります。 平成23年度の収納率について、現年度分は取組目標には達していませんが、滞納繰越分については年々収納率が上昇しております。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 口座振替の推進や収納体制の強化を図り、水道料金収納業務等を委託した民間会社と連携を図りながら、収納率向上に向けた取組みを積極的に実施します。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | | 実施計画 | | 見直し・実施  | | | |
| 目標収納率達成に向けた取組み | | 取組目標 | 現年度分 収納率：98.1% 滞納繰越分収納率： 65.7% | 現年度分 収納率：98.2% 滞納繰越分収納率： 65.8% | 現年度分 収納率：98.3% 滞納繰越分収納率： 65.9% | 現年度分 収納率：98.4% 滞納繰越分収納率： 66.0% | 現年度分 収納率：98.5% 滞納繰越分収納率： 66.1% |
| | | 取組実績 | 現年度分 収納率：97.7% 滞納繰越分収納率： 77.5% | 現年度分 収納率：97.7% 滞納繰越分収納率： 77.1% | 現年度分 収納率：97.9% 滞納繰越分収納率： 76.8% | 現年度分 収納率：97.8% 滞納繰越分収納率： 79.2% | 現年度分 収納率：97.6% 滞納繰越分収納率： 79.3% |
| 全体総括 (成果・効果) | | 収納率向上を目指し、口座振替の促進を進め、さらに「みずほ銀行」でも口座振替ができるようになりましたが、現年度分の収納率については取組目標に達しませんでした。督促や催告等の滞納整理に取り組み、それでもなお水道料金を支払わない場合には給水停止を執行し水道料金収入の確保に努めてきました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 水道料金の支払方法について、大手金融機関での口座振替を希望する問い合わせがありますが、金融機関の都合もあり実現に至っておりません。導入時の初期費用や手数料負担等の費用対効果を踏まえ、収納方法の多様化に向けた収納方策の検討を進めていく必要があります。 | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | |
|--------------------------------|--|-----------------|-------------------|-----------------|---|-----------------|--|
| 実施項目 | | その他の財源の検討 | | | | | |
| 計画番号 | 第 37 号 | 計画名 | 有料広告の導入 | | | | |
| 所管課 | 企画課 | 関係課 | 広報課、財政課、介護保険課、保険課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報ほんじょう、市HPバナー及び公用封筒に広告枠を設け、事業者等の有料広告を募集しています。 ○ 媒体別では、広報ほんじょうの広告応募状況が好調である反面、他の媒体の応募数は伸び悩んでいます。 ○ その他、広告代理店と市で協定を結び、広告及び行政情報放送用液晶モニターを市民課、児玉総合支所、保健センターの3か所に設置、広告事業を行っています。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 自主財源の確保のため、既導入済の媒体において広告応募者数増を図ります。また、新たに導入が有効と思われる媒体について検討します。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施 | | | | | |
| ①新規広告媒体の検討、導入 ②広告募集方法の検討、改善 | 取組目標 | 広告収入 270万円 | 広告収入 280万円 | 広告収入 290万円 | 広告収入 300万円 | 広告収入 280万円 | |
| | 取組実績 | 広告収入 2,570,916円 | 広告収入 2,977,616円 | 広告収入 2,913,166円 | 広告収入 2,262,330円 | 広告収入 1,950,000円 | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>既導入済の媒体において広告応募者数増を図るため、市ホームページのバナー広告枠を8枠から無制限に変更しました。新たに導入が有効と思われる媒体として、市民ホールに広告入市域案内板を導入しました。</p> <p>また、市民課に設置の広告及び行政情報放送用液晶モニターに代わり、広告収入により市の歳出を伴わずに広告付番号表示機及び番号発券機を導入しました。このため、平成29年度の広告収入が前年に比べ、少なくなっています。</p> | | 今後へ向けて (課題・展望) | | <p>既導入済みの媒体において広告応募者数増を図るため、広く募集の周知を行い、有料広告事業取扱要綱の見直しや広告の表示位置の見直し等を行っていきます。</p> <p>また、ネーミングライツをはじめとする、新たに導入が有効と思われる媒体について引き続き検討します。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | 自主財源の確保 | |
|----------------------|--|--|--------------------------|---|--|---|
| 実施項目 | その他の財源の検討 | | | | | |
| 計画番号 | 第 49 号 | 計画名 | 受益者負担の適正化 (※平成27年度に計画追加) | | | |
| 所管課 | 企画課 | | 関係課 | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 本市における公共施設の使用料は、その算出根拠等において、統一された基本的考え方に基づくものではなく、施設ごとに設定されてきている例が多く見受けられます。今後さらに公共施設の老朽化に伴う修繕や施設の再編等を進めていく上で、サービスを利用する市民(受益者)に対して適正な受益者負担を求めていく必要があるとともに、持続可能な財政運営を確保していくために、適切な財源の確保に努めていく必要があります。 | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 使用料の算定の基礎となるコストを的確に把握した上で適正な使用料を設定するため、全庁的に統一した「使用料の見直しに関する基本方針」を策定し、施設の運営改善等による受益者負担コストの圧縮を図ることはもとより、受益者が負担すべきコストが適切に料金に反映されるよう、この基本方針を見直していきます。 | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施項目 | 実施計画 |  | |  | | |
| 「使用料に関する基本方針」の策定と見直し | 取組目標 | | | 「使用料に関する基本方針」の策定 | 全庁調査実施及び見直しの検討 | 「消費税率10%引き上げ」にかかる全庁調査実施及び見直しの検討 |
| | 取組実績 | | | 「使用料に関する基本方針」の策定 | 公共施設の運営改善等における所管課の考え方を確認するため、受益者負担の適正化と増税に伴う使用料の見直しを念頭において、意向調査を行いました。 | 平成29年に予定されていた消費税の増税が平成31年に延期となったことを受け、社会的動向を注視しながら、全庁調査の実施を検討していくこととしました。 |
| 全体総括 (成果・効果) | 平成26年度に「使用料の見直しに関する基本方針」を策定し、使用料の算定の基礎となるコストを的確に把握し、統一された基本的考え方に基づく適正な使用料を設定できるようになりました。また、この基本方針の見直しの必要性について、毎年検討を行いました。消費税の増税に係る使用料等の見直しについては、増税の時期が平成31年10月に延期となったことから、平成30年度以降に全庁を対象とした調査の実施を検討していきます。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 「使用料の見直しに関する基本方針」の見直しを常に行い、施設の運営改善等による受益者負担コストの圧縮を図ることはもとより、受益者が負担すべきコストが適切に料金に反映されるよう、必要に応じて改正を行っていきます。また、平成31年10月に消費税の増税が行われる予定であることを受け、平成30年度以降、社会的動向を注視しながら、使用料等の見直しの必要性を検討していきます。 | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 歳出の節減合理化 | |
|-----------------------------------|--|--|---------------------|---------------------|---|---------------------|--|
| 実施項目 | | 義務的・準義務的経費などの見直し | | | | | |
| 計画番号 | 第 38 号 | 計画名 | 街路灯のLED化の推進 | | | | |
| 所管課 | 危機管理課 | 関係課 | 市民活動推進課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 新設又は老朽化等による街路灯の設置にあたり、消費電力の少ないLED灯とすることにより、地球環境への配慮と電気料金の支出抑制を図ります。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | <p>○ 自治会で取り組んでいただいている防犯灯の設置にあたり、平成24年度から環境への配慮と省エネ対策の推進のため蛍光灯(20w)から消費電力の少ないLED灯設置に対する助成事業に切り替えます。</p> <p>○ 平成25年度に社会資本整備事業交付金を導入し、児玉地域を皮切りに既存道路照明灯のLED灯化への転換工事を実施します。また、LED灯の新設も推進していきます。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | | 見直し・実施  | | | | | |
| 実施計画 | | | | | | | |
| ①街路灯のLED化 ②防犯灯設置補助 ③道路照明灯設置 | 取組目標 | ①実施 ②50基 ③70基 | ①実施 ②50基 ③15基 | ①実施 ②50基 ③15基 | ①実施 ②50基 ③15基 | ①実施 ②50基 ③15基 | |
| | 取組実績 | ①実施 ②55基 ③69基 | ①実施 ②57基 ③14基 | ①実施 ②55基 ③15基 | ①実施 ②47基 ③29基 | ①実施 ②71基 ③16基 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 防犯灯については、既存の蛍光灯のものからLED化したため、電気代は半分以下になりました。 道路照明灯のLED化については、転換基数が少ないことから、電気料金の削減が図れているか、明確には現れていません。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 防犯灯や道路照明灯の設置や転換にあたっては、今後もLED化を進めていく必要があります。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 歳出の節減合理化 | |
|--|--|-------------------------------------|--|---|--|------------------------------|--|
| 実施項目 | | 補助金、交付金、負担金の見直し | | | | | |
| 計画番号 | 第 39 号 | 計画名 | 長期化・固定化した補助金等の見直し | | | | |
| 所管課 | 企画課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 補助金等適正化委員会において各所管課にヒアリングを行い、補助金の公益性、公平性及び適切性等について適正化判定を実施。各職員に対しても「補助金等の適正化に関する基本方針」に基づいた事務処理となるよう周知徹底を図っています。また、全課を対象に補助金・交付金の実施状況調査を行い、今後の適正化に向けた基礎資料とします。 | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | 「補助金等の適正化に関する事務処理要領」は、平成18年に改定されていますが、現状にそぐわない部分が生じてきているため、調査・見直しを実施しました。 | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | | 実施 | | 見直し | | 実施 | |
| 「補助金等の適正化に関する基本方針」「補助金等の適正化に関する事務処理要領」の見直し | 取組目標 | 職員に基本方針の周知徹底を図り運用を行う。補助金・交付金等実施状況調査 | 職員に基本方針の周知徹底を図り運用を行う。調査結果を踏まえ、事務処理要領の見直し | 職員に基本方針の周知徹底を図り運用を行う。新しい基本方針・事務処理要領での運営開始 | 職員に基本方針の周知徹底を図り運用を行う。随時事務処理の見直しを実施しながら補助金の適正化を推進していく | 同左 | |
| | 取組実績 | 4月・7月・2月に職員に周知 補助金判定件数85件 | 4月・7月・2月に職員に周知 補助金判定件数79件 | 4月・7月・2月に職員に周知 補助金判定件数47件 | 4月・7月・2月に職員に周知 補助金判定件数42件 | 4月・7月・2月に職員に周知 補助金判定件数40件 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 「補助金等の適正化に関する基本方針」及び「補助金等の適正化に関する事務処理要領」に即した補助金であるか判定を行い、適正化を図りました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | より公平で透明性があり、効果的な補助制度の検討を行う必要があります。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 歳出の節減合理化 | |
|--------------------------------|---|---|-------------------|---|--|--|---|
| 実施項目 | 市債の見直し | | | | | | |
| 計画番号 | 第 40 号 | 計画名 | 市債の見直し | | | | |
| 所管課 | 財政課 | | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○建設事業に充てる市債借入額を元金償還額以内とすることにより、市債残高を抑制します。</p> <p>○市債の借入にあたっては、地方交付税に対する算入率が高く、有利な合併特例債を積極的に活用していきます。</p> | | | | | | |
| 取組内容 (計画策定時設定) | <p>○大規模建設事業については、地方交付税算入率の高い市債（合併特例債等）の戦略的活用を図りつつ、その他の建設事業では元金償還額以内での市債借入に努めます。</p> <p>○建設事業に対する国・県の補助金の発掘に努め、市債依存度を抑制します。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 実施項目 | 実施計画 | 見直し・実施 | | | | | ➔ |
| | | | | | | | |
| ①合併特例債等の有利な事業債の活用 ②市債借入額の抑制 | 取組目標 | 一般会計で借り入れる事業債に占める合併特例債等の割合：90%以上 | | 一般会計で借り入れる事業債については、合併特例債の発行上限額に留意し、合併特例債以外で交付税算入率の高い事業債も活用する。 | | ①一般会計で借り入れる事業債については、合併特例債の発行上限額に留意し、合併特例債以外で交付税算入率の高い事業債も活用する。 ②事業債の借入額を元金償還額以内とする。 | |
| | 取組実績 | ①一般会計で借り入れた事業債について、全て合併特例債及び交付税措置のある有利な地方債を活用しました。 ②社会資本総合整備交付金など、建設事業に係る国庫補助金を有効に活用し、市債の抑制に努めました。 | | | | ①・②同様 ③借入利率の高い市債について繰上げ償還を実施しました。 ・2件：約2億4千万円分（元金） ※利子負担の軽減額：約450万円 | |
| 全体総括 (成果・効果) | 平成25年度以降、大規模建設事業（はにぼんプラザ、アスパイアこだま、本庄東中学校、健康づくり推進拠点施設建設事業など）の実施により、市債残高が増加しましたが、有利な地方債の活用や国庫補助金の活用等により、自治体の持続可能性を測る指標である「将来負担比率（平成28年度決算）」は、埼玉県平均（20.1%）を下回る0.0%となり、健全な状況となりました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 有利な地方債である合併特例債が、平成32年度で発行期限を迎えることから、今後も、交付税措置等のある有利な起債の活用にも努めるとともに、中期的な視点による計画的な市債の発行や国・県の補助金の活用、行政改革の一層の推進等に努める必要があります。 | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 財政構造の見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|----------|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 実施項目 | | 財政収支見通しの策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画番号 | 第 4 1 号 | 計画名 | 財政収支見通しの策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 財政課 | 関係課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4つの指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の経年変化やその増減理由の分析をしながら、財政の健全性の検証を実施しています。</p> <p>また、単年度だけの財政視点ではなく、中期的な視点に立った今後の財政運営について収支見通しを策定しています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施項目・計画 | <p>①4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の経年変化や増減理由の分析をしながら、財政の健全性の検証を継続します。</p> <p>②自主性・自立性の高い財政運営に繋げる一助として、中期的視点に立った財政収支見通しを作成します。</p> <p>※1 実質赤字比率 ……一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入（標準財政規模）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標</p> <p>※2 連結実質赤字比率……全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入（標準財政規模）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標</p> <p>※3 実質公債費比率 ……一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費が、標準的な収入（標準財政規模）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標</p> <p>※4 将来負担比率 ……一般会計等が将来負担すべき、公営企業・第三セクター等を含めた本庄市全体の「実質的な負債」が、標準的な収入（標準財政規模）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組実績 | <p>①4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の経年変化や増減理由の分析をしながら、財政の健全性の検証を継続します。</p> <p>②自主性・自立性の高い財政運営に繋げる一助として、中期的視点に立った財政収支見通しを作成します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成24年度決算に係る健全化判断比率である4指標</th> <th>平成25年度決算に係る健全化判断比率である4指標</th> <th>平成26年度決算に係る健全化判断比率である4指標</th> <th>平成27年度決算に係る健全化判断比率である4指標</th> <th>平成28年度決算に係る健全化判断比率である4指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし</td> </tr> <tr> <td>※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし</td> <td>※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし</td> </tr> <tr> <td>※3実質公債費比率（3力年平均）：12.0%</td> <td>※3実質公債費比率（3力年平均）：9.2%</td> <td>※3実質公債費比率（3力年平均）：6.2%</td> <td>※3実質公債費比率（3力年平均）：5.1%</td> <td>※3実質公債費比率（3力年平均）：4.4%</td> </tr> <tr> <td>※4将来負担比率：33.2%</td> <td>※4将来負担比率：16.5%</td> <td>※4将来負担比率：18.3%</td> <td>※4将来負担比率：4.6%</td> <td>※4将来負担比率：0.0%</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 平成24年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成25年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成26年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成27年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成28年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※3実質公債費比率（3力年平均）：12.0% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：9.2% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：6.2% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：5.1% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：4.4% | ※4将来負担比率：33.2% | ※4将来負担比率：16.5% | ※4将来負担比率：18.3% | ※4将来負担比率：4.6% | ※4将来負担比率：0.0% |
| 平成24年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成25年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成26年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成27年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | 平成28年度決算に係る健全化判断比率である4指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | ※1実質赤字比率：実質収支が黒字のため指標なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | ※2連結実質赤字比率：連結実質収支が黒字のため指標なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※3実質公債費比率（3力年平均）：12.0% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：9.2% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：6.2% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：5.1% | ※3実質公債費比率（3力年平均）：4.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※4将来負担比率：33.2% | ※4将来負担比率：16.5% | ※4将来負担比率：18.3% | ※4将来負担比率：4.6% | ※4将来負担比率：0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>毎年、各年度の決算に係る4指標の経年変化やその増減理由の分析及び中期的な視点による財政収支見通しを、本庄市総合振興計画実施計画（2か年）策定及び当初予算編成に反映することにより、将来を見据えた財政運営に繋げることができました。</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | | <p>少子高齢化の進行により、生産年齢人口が減少傾向にある中、今後も、4指標の経年変化やその増減理由の分析及び中期的な視点による財政収支見通しを財政運営に活かしていくことにより、自主性・自立性の高い、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 財政構造の見直し | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|----------|--|--|--|---|--|--|
| 実施項目 | | 基金の適正活用 | | | | | | | | | | |
| 計画番号 | 第 42 号 | 計画名 | 基金の計画的積立 | | | | | | | | | |
| 所管課 | 財政課 | 関係課 | | | | | | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>市財政の健全な運営に資するため、次の基金の適正活用を行っていきます。</p> <p>①財政調整基金…年度間の財政の調整を図り、財政の効率的な執行と健全な運営に資することを目的に設置</p> <p>②減債基金…市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資することを目的に設置</p> <p>③施設整備等基金…老朽化した公用又は公共用に供する施設の修繕、解体及び整備に要する経費の財源とすることを目的に設置</p> <p>④土地開発基金…公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置</p> | | | | | | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | | | | | |
| 実施項目・計画 | <p>①財政調整基金は、平成28年度以降段階的に合併算定替による普通交付税が減少することに備え、年度末残高目標金額は標準財政規模の10～18%を目標とします。</p> <p>②減債基金は、市民プラザ跡地公共施設建設事業、児玉総合支所建替え事業、本庄東中学校建設事業による公債費の増加に対処するため積立額の検討を行います。</p> <p>③施設整備等基金は、今後の財政状況、施設再配置計画（仮称）を勘案しながら積立額の検討を行います。</p> <p>④土地開発基金は、土地開発公社が解散することから、今後重要度が増すため、基金の積立目標額を1億円とします。</p> | | | | | | | | | | | |
| 取組実績 | <p>各基金につきまして、それぞれの設置目的に沿って有効に活用を図るとともに、将来負担の軽減を図るため、計画的な積立ての実施及び積立て方針の検討を実施しました。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>①財政調整基金 年度末残高：35億113万4,821円（目標としている標準財政規模の2.0%に達しました。）</p> <p>②減債基金 積立額：7億円 年度末残高：14億4,894万809円</p> <p>③施設整備等基金 年度末残高：14億1,841万9,114円</p> <p>④本庄市土地開発公社の解散に伴い、土地開発基金へ3,054万8,148円の積立を行いました。</p> <p>年度末残高：8,909万2,544円</p> <p>※各年度の積立額は、利子分を含んでいません。</p> </td> <td> <p>①財政調整基金 年度末残高：36億294万1,649円（標準財政規模の20%程度から25%程度へと改めました。）</p> <p>②減債基金 積立額：6億5,478万8千円 年度末残高：21億444万9,587円</p> <p>③施設整備等基金 年度末残高：14億1,999万3,063円</p> </td> <td> <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,740万6,163円（目標としている標準財政規模の約2.5%に達しました。）</p> <p>②減債基金 積立額：5億4,000万円 年度末残高：26億4,740万7,228円</p> <p>③施設整備等基金 積立額：1億9,971万7,000円 年度末残高：16億2,178万1,300円</p> <p>④地域振興基金は、合併特例債を財源として地域住民の連携の強化又は地域振興等に要する経費の備えとして、平成27年度末に、18億3,820万円の積立を行いました。</p> </td> <td> <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,786万9,727円</p> <p>②減債基金 活用額：1億35万2千円 積立額：3億円 年度末残高：28億5,019万2,361円</p> <p>③施設整備等基金 活用額：3億9,940万9,560円 積立額：13億3,471万3千円 年度末残高：25億5,784万8,848円</p> <p>④地域振興基金 活用額：5,342万5,656円 年度末残高：17億8,682万3,371円</p> </td> <td> <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,945万5,089円</p> <p>②減債基金 活用額：1億4,606万円 積立額：3億円 年度末残高：30億830万502円</p> <p>③施設整備等基金 活用額：3億6,595万4,757円 積立額：12億7,006万9千円 年度末残高：34億6,244万4,265円</p> <p>④地域振興基金 活用額：8,113万3千円 年度末残高：17億587万8,318円</p> </td> </tr> </table> | | | | | | | <p>①財政調整基金 年度末残高：35億113万4,821円（目標としている標準財政規模の2.0%に達しました。）</p> <p>②減債基金 積立額：7億円 年度末残高：14億4,894万809円</p> <p>③施設整備等基金 年度末残高：14億1,841万9,114円</p> <p>④本庄市土地開発公社の解散に伴い、土地開発基金へ3,054万8,148円の積立を行いました。</p> <p>年度末残高：8,909万2,544円</p> <p>※各年度の積立額は、利子分を含んでいません。</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：36億294万1,649円（標準財政規模の20%程度から25%程度へと改めました。）</p> <p>②減債基金 積立額：6億5,478万8千円 年度末残高：21億444万9,587円</p> <p>③施設整備等基金 年度末残高：14億1,999万3,063円</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,740万6,163円（目標としている標準財政規模の約2.5%に達しました。）</p> <p>②減債基金 積立額：5億4,000万円 年度末残高：26億4,740万7,228円</p> <p>③施設整備等基金 積立額：1億9,971万7,000円 年度末残高：16億2,178万1,300円</p> <p>④地域振興基金は、合併特例債を財源として地域住民の連携の強化又は地域振興等に要する経費の備えとして、平成27年度末に、18億3,820万円の積立を行いました。</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,786万9,727円</p> <p>②減債基金 活用額：1億35万2千円 積立額：3億円 年度末残高：28億5,019万2,361円</p> <p>③施設整備等基金 活用額：3億9,940万9,560円 積立額：13億3,471万3千円 年度末残高：25億5,784万8,848円</p> <p>④地域振興基金 活用額：5,342万5,656円 年度末残高：17億8,682万3,371円</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,945万5,089円</p> <p>②減債基金 活用額：1億4,606万円 積立額：3億円 年度末残高：30億830万502円</p> <p>③施設整備等基金 活用額：3億6,595万4,757円 積立額：12億7,006万9千円 年度末残高：34億6,244万4,265円</p> <p>④地域振興基金 活用額：8,113万3千円 年度末残高：17億587万8,318円</p> |
| <p>①財政調整基金 年度末残高：35億113万4,821円（目標としている標準財政規模の2.0%に達しました。）</p> <p>②減債基金 積立額：7億円 年度末残高：14億4,894万809円</p> <p>③施設整備等基金 年度末残高：14億1,841万9,114円</p> <p>④本庄市土地開発公社の解散に伴い、土地開発基金へ3,054万8,148円の積立を行いました。</p> <p>年度末残高：8,909万2,544円</p> <p>※各年度の積立額は、利子分を含んでいません。</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：36億294万1,649円（標準財政規模の20%程度から25%程度へと改めました。）</p> <p>②減債基金 積立額：6億5,478万8千円 年度末残高：21億444万9,587円</p> <p>③施設整備等基金 年度末残高：14億1,999万3,063円</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,740万6,163円（目標としている標準財政規模の約2.5%に達しました。）</p> <p>②減債基金 積立額：5億4,000万円 年度末残高：26億4,740万7,228円</p> <p>③施設整備等基金 積立額：1億9,971万7,000円 年度末残高：16億2,178万1,300円</p> <p>④地域振興基金は、合併特例債を財源として地域住民の連携の強化又は地域振興等に要する経費の備えとして、平成27年度末に、18億3,820万円の積立を行いました。</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,786万9,727円</p> <p>②減債基金 活用額：1億35万2千円 積立額：3億円 年度末残高：28億5,019万2,361円</p> <p>③施設整備等基金 活用額：3億9,940万9,560円 積立額：13億3,471万3千円 年度末残高：25億5,784万8,848円</p> <p>④地域振興基金 活用額：5,342万5,656円 年度末残高：17億8,682万3,371円</p> | <p>①財政調整基金 年度末残高：42億2,945万5,089円</p> <p>②減債基金 活用額：1億4,606万円 積立額：3億円 年度末残高：30億830万502円</p> <p>③施設整備等基金 活用額：3億6,595万4,757円 積立額：12億7,006万9千円 年度末残高：34億6,244万4,265円</p> <p>④地域振興基金 活用額：8,113万3千円 年度末残高：17億587万8,318円</p> | | | | | | | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 各基金を有効に活用することにより、効果的な事業の実施及び財政負担の平準化等を図ることができました。また、中期的な視点により積立てを実施したことにより、将来負担の軽減を図ることができました。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | | 今後、歳出では扶助費や公共施設の維持管理経費の伸び、歳入では市税の減少、普通交付税の加算措置である合併算定替の終了等により、厳しい財政状況が見込まれる中、将来負担を軽減するため引き続き、基金の効果的な活用と計画的な積立てに努める必要があります。 | | | | | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 財政構造の見直し | |
|-----------------|--|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---|----------|--|
| 実施項目 | | 特別会計の収支均衡化 | | | | | |
| 計画番号 | 第 43 号 | 計画名 | 各特別会計の収支均衡化(住宅資金貸付事業特別会計) | | | | |
| 所管課 | 市民活動推進課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○近年における滞納者の現況調査により、収納強化が僅かながら実を結んでいるものの、住宅資金貸付金のような私債権については、調査にも限界があるため、思うように貸付金の回収はすすんでいない状況です。</p> <p>○平成22年度より簡保への償還金が減少し、支出額よりも収入額が多くなっていますので、一般会計への繰出しができるようになり、22・23年度の一般会計からの繰入金は発生していませんが、景気の悪化等が貸付金の回収に直接結び付きますので、24年度以降も一般会計からの繰入金が発生しないよう注意が必要な状況です。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | 滞納者の現況を調査し、貸付金の収納強化を図ることにより、一般会計からの繰入金をなくし、会計の健全化へとつなげます。 | | | | | | |
| 取組実績 | 貸付金元利収入 円 6,085,019 | 貸付金元利収入 円 9,598,829 | 貸付金元利収入 円 4,972,470 | 貸付金元利収入 円 2,686,663 | 貸付金元利収入 円 4,543,326 | | |
| | 事務費 7,910 | 事務費 8,788 | 事務費 6,830 | 事務費 8,822 | 事務費 6,725 | | |
| | 長期借入元利償還金 円 3,139,780 | 長期借入元利償還金 円 2,134,872 | 長期借入元利償還金 円 2,134,872 | 長期借入元利償還金 円 2,134,872 | 長期借入元利償還金 円 2,134,872 | | |
| | 特別会計から一般会計への繰出金 円 2,620,000 | 特別会計から一般会計への繰出金 円 7,177,000 | 特別会計から一般会計への繰出金 円 3,232,000 | 特別会計から一般会計への繰出金 円 401,000 | 特別会計から一般会計への繰出金 円 2,613,000 | | |
| | 次年度繰越金 319,142 | 次年度繰越金 597,311 | 次年度繰越金 196,079 | 次年度繰越金 338,048 | 次年度繰越金 126,777 | | |
| | 貸付件数 528 償還済件数 417(4) | 貸付件数 528 償還済件数 418(1) | 貸付件数 528 償還済件数 423(5) | 貸付件数 528 償還済件数 424(1) | 貸付件数 528 償還済件数 430(6) | | |
| | 納期限内納付件数 3(△2) 債権放棄完了件数 -(-) | 納期限内納付件数 3(0) 債権放棄完了件数 -(-) | 納期限内納付件数 2(△1) 債権放棄完了件数 13(13) | 納期限内納付件数 1(△1) 債権放棄完了件数 15(2) | 納期限内納付件数 0(△1) 債権放棄完了件数 16(1) | | |
| | 滞納件数 108(△2) | 滞納件数 107(△1) | 滞納件数 90(△) | 滞納件数 88(△2) | 滞納件数 82(△6) | | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>現年度納付のある方に現年度の納付書を発送し、過年度の滞納がある方に納付催告書を発送しました。また、現年度分を納期限までに納付していただけない方には、地方自治法施行令第171条に基づき督促状を発送しました。</p> <p>この他、収納課との連携等の収納強化により、計画期間においては一般会計からの繰入金は発生していません。また、償還済件数が増加するとともに、滞納件数、滞納額は減少となりました。</p> <p>なお、H27より債権管理上、回収不能債権(破産者等)については債権放棄を行い、滞納額を圧縮しました。</p> | | 今後へ向けて (課題・展望) | | <p>貸付金元利収入については、現在定期的に分納している滞納者はいるものの、全体の滞納額に比べると返済率としてはかなり低く、今後、分納の促進、分納額の増額、繰上返済等について働きかけや継承者等の調査を行っていく必要があります。また、債権管理上、回収不能債権については、滞納額の圧縮のため、引き続き債権放棄を行うため、必要な調査を進めます。なお、現年度納付発生はH32が最後となりますので、H33以降の債権は全て過年度の滞納となります。</p> <p>一方、長期借入元利償還についてはH32をもって終了し特別会計の支出が抑えられるため、一般会計からの繰入金は発生しない見込みですが、今後も滞納の鋭意回収に努めていきます。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 財政構造の見直し | |
|-----------------|---|---|--|--|--|----------|--|
| 実施項目 | | 特別会計の収支均衡化 | | | | | |
| 計画番号 | 第 44 号 | 計画名 | 各特別会計の収支均衡化（国民健康保険特別会計） | | | | |
| 所管課 | 保険課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>国保事業は特別会計で経理を行っていますが、増大する医療費に対し保険税収入が追い付かず、毎年一般会計から多額の繰入金（平成21年度から23年度までの3年間で約11億3千万円）を繰り入れることにより、収支の均衡を図っている状況です。</p> <p>国保会計の健全化に向けて、平成23年度に税率改定を行いました。一度に改定すると市民への影響が大きすぎるため5年間で3回に分けて改定することとし、平成25年度に2回目の税率改定を行いますが、依然として赤字解消には至らない状況です。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | <p>医療費の削減に努めるとともに、国保の広域化の動向を見ながら税率改定等の検討を行い、一般会計からの法定外繰入金の削減を図り、国保会計の健全化を図ります。</p> | | | | | | |
| 取組実績 | <p>2回目の税率改定を実施。納税相談、休日・夜間徴収、コールセンターの未納者への早期対応による収入の確保対策に努めました。交通事故等第三者行為求償事務、診療報酬明細書の内容点検、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知を郵送するなど、医療費の削減に努めました。その他、医療費節減につなげるため、人間ドック受検者へ助成を行いました。</p> | <p>3回目の税率改定に向け運協へ諮問。平成30年度の制度改正により税率等の見直しを余儀なくされるため、現段階での税率改定の見直しを延期する答申を得ました。納税対策、医療費削減対策を継続。ジェネリック医薬品の普及や、人間ドック受検者に助成を行うなど、医療費抑制のための効果のある予防・疾病対策に努めました。</p> | <p>平成30年度の国保県単位化に向け県と市町村との協議開始。税率等の見直しを引き続き検討。納税対策、医療費削減対策を継続。医療費削減への理解を深めるため、ジェネリック医薬品差額通知に希望シールを同封。積極的な健康管理・健康増進を促し医療費の抑制につなげるため、健康づくりチャレンジポイント事業を開始し、健康づくりへの意識改革に努めました。</p> | <p>国保県単位化へ向け税率等の見直しを運協へ諮問。健康・医療への理解を深めるため医療費通知を年4回から6回送付へ変更。ジェネリック医薬品の普及対策により利用率が前年度から約10%向上。自発的な健康管理を促し医療費の抑制を目指す健康づくりチャレンジポイント事業への参加者が増加し、市民の健康意識の高揚に一定の効果あげました。</p> | <p>国保県単位化へ向けた税率等の見直しについての運協諮問の結果、現行の税率で制度改正に対応できる現状のため、現段階での税率改定は行わず平成31年度に再検討を行う旨の答申を得ました。医療費節減につなげるためデータヘルス計画による生活習慣病予防事業を実施。健康づくりチャレンジポイント事業の見直しを図り、市民の健康意識改革を更に推進しました。</p> | | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>過去の二度の税率改定、継続的な納税対策、医療費削減対策により国保特別会計は収支均衡、健全化が図られている現状といえます。平成22年度には約6億円あった一般会計からの法定外繰入金は、平成25年度の二度目の税率改定後は約1億円となりました。平成27年度は高額な治療薬の影響により約5億円を繰り入れましたが、影響が落ち着いた平成28年度には法定外繰入金は0円となっています。</p> | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | <p>平成29年度事業完了済。 平成30年度国保県単位化により、国保財政は県が主体となり運営することとなりました。しかし、国保財政の赤字という根本的な問題は解決に至っていないため、今後も継続して納税対策・医療費削減対策を積極的に行っていく必要があります。</p> | | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 財政構造の見直し | |
|-----------------|--|---|---|---|---|----------|--|
| 実施項目 | | 特別会計の収支均衡化 | | | | | |
| 計画番号 | 第 45 号 | 計画名 | 各特別会計の収支均衡化(介護保険特別会計) | | | | |
| 所管課 | 介護保険課 | | 関係課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ 持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とし、平成20年2月に本庄市介護給付適正化計画を策定し、実施に取り組んでいます。同計画は23年度に目標の見直しを行いました。</p> <p>○ 介護予防事業の推進の取組みにより、要介護状態になる被保険者の予防を図り、長期的には介護保険特別会計の抑制につなげています。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | <p>【介護給付費繰入金の削減目標：保険事業計画書の標準給付費推計額をもとに算出した介護給付費繰入額の1%】</p> <p>○要介護認定の適正化(民間事業者の認定調査結果の点検) ○ケアプランの点検 ○住宅改修の点検 ○縦覧点検 ○医療情報との突合 ○介護給付通知 ○筋力アップ教室(運動機能維持・強化) その他</p> | | | | | | |
| 取組実績 | <p>①要介護認定の適正化として、認定調査項目ごとに点検を実施しました。</p> <p>②ケアプランの点検として、文書による確認指導と居宅介護支援事業所への実地指導を行いました。</p> <p>③福祉用具購入の点検として、現地確認を行いました。</p> <p>④医療情報との突合を実施しました。</p> <p>⑤介護給付費通知を発送しました。</p> <p>⑥筋力アップ教室を市内53会場で開催しました。</p> | <p>①要介護認定の適正化として、認定調査項目ごとに点検を実施しました。</p> <p>②ケアプランの点検として、文書による確認指導を行いました。</p> <p>③住宅改修の点検として、現地確認を行いました。</p> <p>④医療情報との突合を行いました。</p> <p>⑤介護給付費通知を発送しました。</p> <p>⑥筋力アップ教室を市内58会場で開催しました。</p> | <p>①要介護認定の適正化として、事後点検を実施しました。</p> <p>②住宅改修の点検として、現地確認を行いました。</p> <p>③医療情報との突合を行いました。</p> <p>④介護給付費通知を発送しました。</p> <p>⑤筋力アップ教室を市内67会場で開催しました。</p> | <p>①要介護認定の適正化として、事後点検を実施しました。</p> <p>②住宅改修の点検として、現地確認を行いました。</p> <p>③縦覧点検及び医療情報との突合を行いました。</p> <p>④介護給付費通知を発送しました。</p> <p>⑤筋力アップ教室を市内73会場で開催しました。</p> | <p>①要介護認定の適正化として、事後点検を実施しました。</p> <p>②住宅改修の点検として、現地確認を行いました。</p> <p>③縦覧点検及び医療情報との突合を行いました。</p> <p>④介護給付費通知を発送しました。</p> <p>⑤筋力アップ教室を市内78会場で開催しました。</p> | | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>介護給付費の状況は、H25：4,617,353千円、H26：4,821,503千円、H27：4,925,388千円、H28：4,897,866千円、H29：4,989,705千円となっており、5年間増加傾向です。一方、歳入の第1号被保険者保険料も、H25の1,127,622千円から、H29の1,274,455千円まで年々増加しており、適正な介護保険料により収支の均衡化が図られています。</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | | <p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、新しい地域支援事業を開始し、地域包括ケアシステムを早期に構築させることが必要です。そのためには介護保険制度が持続可能な制度となるよう、介護給付の適正化に取り組むとともに、高齢者を要介護状態にさせない介護予防事業の推進が重要となって参ります。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | |
|-----------------|--|---|---|--|--|---------|--|
| 実施項目 | | 産業の開発等による税収の確保 | | | | | |
| 計画番号 | 第 46 号 | 計画名 | 企業誘致条例各種奨励金の活用 | | | | |
| 所管課 | 産業開発室 | 関係課 | 課税課、財政課 | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○ 企業誘致奨励金（施設奨励金、設備投資奨励金、雇用促進奨励金、法人市民税奨励金）は、本市における適正な企業立地を推進するために必要な優遇制度を講ずることにより、企業誘致促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的に設置された制度で、本市にとっては市税収入の確保に繋がり、企業にとっては、本市への立地の一因となることを想定しています。</p> <p>○ 奨励金交付実績を上回る税収の増額が図られています。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | <p>【新規奨励金交付対象企業数の目標：1年あたり5社】</p> <p>○ 新たな企業誘致を一層進める必要があります。</p> <p>○ 企業からの要望や周辺自治体の制度を参考として、制度の充実を検討する必要があります。</p> | | | | | | |
| 取組実績 | 施設奨励金 9社 設備投資奨励金 1社 雇用促進奨励金 5社 法人市民税奨励金 4社 総額 227,059千円 | 施設奨励金 7社 設備投資奨励金 0社 雇用促進奨励金 1社 法人市民税奨励金 0社 総額 100,754千円 | 施設奨励金 8社 設備投資奨励金 1社 雇用促進奨励金 3社 法人市民税奨励金 1社 総額 127,688千円 | 施設奨励金 7社 設備投資奨励金 1社 雇用促進奨励金 5社 法人市民税奨励金 3社 総額 81,219千円 | 施設奨励金 6社 設備投資奨励金 1社 雇用促進奨励金 1社 法人市民税奨励金 0社 総額 70,070千円 | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 平成29年度までの企業誘致実績は、平成17年度からの新設、増設を含めて48社を数え、このうち奨励金を交付した企業による固定資産税の税収は、総額33億円に達し28年度単年度でも4億6千万となっています。 | | 今後へ向けて (課題・展望) | 近隣自治体（特に北関東各県）の企業誘致活動も活発であり、競争が厳しくなっている中で、本市は流出を防ぎながら、新たな立地を図っていく必要があります。このため、新たな企業ニーズに対応するため、産業用地の創出等を進めていく必要があります。 | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 自主財源の確保 | |
|-----------------|--|---|---|---|---|---------|--|
| 実施項目 | | 未利用財産の有効活用 | | | | | |
| 計画番号 | 第 47 号 | 計画名 | 未利用財産の処分・貸付 | | | | |
| 所管課 | 財政課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | <p>○貸付については、相手方からの申請により、随時検討・決定しています。</p> <p>○未利用地でまとまった面積を有し資産価値の高いと思われる土地については、公有財産評価委員会で予定価格や契約方法を検討し、公売を実施し、最も価格の高い者に売払います。</p> <p>○市道及び水路等の払い下げについては、申請に対し所管課にて売却可能か決定し、公有財産評価委員会で予定価格や契約方法を検討し、申請者に売払います。</p> <p>○平成23年度は、公有財産評価委員会を4回開催し、26件について最低価格及び契約方法を決め売却しました。</p> <p>○平成23年度の貸付は29件となっています。</p> <p>○平成24年度は、公有財産評価委員会を11月までに3回開催しています。</p> | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | <p>○売却可能な資産を選定し、未利用財産の処分について検討していきます。</p> <p>○需要の見込まれる未利用資産については、可能な限り早期に処分していきます。</p> | | | | | | |
| 取組実績 | <p>○公有財産評価委員会を7回開催し、24件について最低価格及び契約方法を決定し、19件について売買契約を締結しました。</p> <p>○土地売払い収入 196,279,428円 (本庄市下野堂地内他18件)</p> <p>○土地・建物貸付料 16,125,315円 (本庄上里学校給食組合敷地 他33件)</p> | <p>○公有財産評価委員会を6回開催し、15件について最低価格及び契約方法を決定し、14件について売買契約を締結しました。</p> <p>○土地売払い収入 39,516,137円 (本庄市児玉町長沖地内他13件)</p> <p>○土地・建物貸付料 14,047,555円 (本庄上里学校給食組合敷地 他32件)</p> | <p>○公有財産評価委員会を5回開催し、14件について最低価格及び契約方法を決定し、12件について売買契約を締結しました。</p> <p>○土地売払い収入 173,454,153円 (本庄市早稲田の杜1丁目地内 他11件)</p> <p>○土地貸付料 16,416,418円 (本庄上里学校給食組合敷地 他31件)</p> | <p>○公有財産評価委員会を4回開催(11件について最低価格及び契約方法を決定)、このうち3件を公売に付し入札により売却を行いました。</p> <p>○土地売払い収入 318,764,010円 (本庄市早稲田の杜1丁目地内 他10件)</p> <p>○土地貸付料 14,984,520円 (本庄上里学校給食組合敷地 他29件)</p> | <p>○公有財産評価委員会を4回開催(21件について最低価格及び契約方法を決定)、このうち3件を公売に付し入札により売却を行いました。</p> <p>○土地売払い収入 49,353,020円 (本庄市五十子1丁目地内 他12件)</p> <p>○土地・建物貸付料 16,147,820円 (本庄上里学校給食組合敷地 他29件)</p> | | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>○土地売払い収入(5年間) 777,367千円</p> <p>○土地売払い件数(延べ) 69件</p> <p>○土地・建物貸付料(5年間) 77,722千円</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | | <p>○需要の見込まれる未利用財産の処分を進めていく上で、公売に付しても売却できない物件があり、土地鑑定や除草などの費用が負担となります。</p> <p>○貸付については、相手方からの申請により、随時検討・決定を継続しますが、適正な使用料による貸付を実施するため、減免等の取扱いを検討する必要があります。</p> | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 地方公営企業の健全化 | |
|-----------------|--|---|---|---|---|------------|--|
| 実施項目 | | 中期経営計画の策定 | | | | | |
| 計画番号 | 第 48 号 | 計画名 | 中期経営計画の策定・実施(水道事業) | | | | |
| 所管課 | 水道課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 本庄市総合振興計画や本庄市水道ビジョンの基本方針や基本施策の実現に向けて、中期的な視点に立ち、経営基盤の強化への取り組みや建設改良事業を計画的に進めるため、平成22年3月に「本庄市水道事業中期経営計画」を策定しました。当該計画が平成25年度で計画期間が終了するため、新たに平成29年度までを計画期間とする「本庄市水道事業中期経営計画」を策定し、計画的に事業を実施していきます。 | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | 平成26年度から平成29年度を計画期間とする本庄市水道事業中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に努めます。 | | | | | | |
| 取組実績 | 平成26年度から平成29年度を計画期間とする本庄市水道事業中期経営計画を策定しました。 | 下真下受水場設備更新工事や耐震診断(都島浄水場配水池、高柳配水場及び下真下受水場)など計画された諸事業を実施しました。 | 下真下受水場設備更新工事の実施など計画された諸事業を実施しました。 | 都島浄水場ポンプ施設電気設備更新工事、下真下受水場自家発電設備更新工事など計画された諸事業を実施しました。 | 第二浄水場配水ポンプ設備更新工事、金屋送水ポンプ場自家発電設備更新工事など計画された諸事業を実施しました。 | | |
| 全体総括 (成果・効果) | 安全で安心できる水道水を安定的に供給するために老朽化したポンプ設備や電気設備の更新など、計画された諸事業を実施しました。 | 今後へ向けて (課題・展望) | 平成29年度に策定した「本庄市水道事業ビジョン」に基づき、計画的かつ効率的な事業運営の推進に努めます。 | | | | |

本庄市行政改革大綱 実施計画 総括表(平成25年度～平成29年度)

| 基本方針 | | 健全な財政運営 | | 重点項目 | | 地方公営企業の健全化 | |
|-----------------|---|---|--|--|---|------------|--|
| 実施項目 | | 経営戦略の策定準備 | | | | | |
| 計画番号 | 第 50 号 | 計画名 | 経営戦略の策定準備(下水道事業) | | | | |
| 所管課 | 下水道課 | 関係課 | | | | | |
| 現 状 (計画策定時) | 公共下水道事業については、汚水の処理、施設の維持管理とともに、新規地区の面整備を実施し、供用開始区域の拡大を図っています。特別会計を設置し事業にあたっていますが、総務省基準を超えた一般会計からの繰出金が発生しています。 | | | | | | |
| 計画年次 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 実施項目・計画 | 公共下水道事業の地方公営企業法適用・経営戦略の策定準備 | | | | | | |
| 取組実績 | <p>経営の効率化・健全化に努めるため、公共下水道の地方公営企業法適用に向け、昨年度から引続き固定資産調査を実施するとともに、企業会計システム導入業務と公共下水道台帳電子化業務の業務委託の発注を行い、公共下水道台帳の電子化業務については年度内で事業を完了し、下水道法で規定する下水道台帳システムとして整備しました。</p> | <p>一昨年度から実施していた固定資産調査業務と企業会計システムの導入が完了し、操作研修等を実施しました。 また、公共下水道の地方公営企業法適用に向けた条例・規則等の作成、出納・収納取扱金融機関との契約を進めるとともに、組織の改変に向け各部署との調整を行い、業務の連携を図りました。</p> | <p>公共下水道が平成27年4月1日より地方公営企業法の適用となったことにより、資産状況の把握と経営状況の分析を行うことで、事業の計画性や透明性の向上、経営基盤の強化を図ることが可能となりました。</p> | <p>将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、投資の見通しと財源の見通しを試算した計画を構成要素とした中長期の収支計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要となるため、計画策定に向けて講習会や研修に参加するとともに、情報収集に努めました。</p> | <p>経営戦略を策定し、公共下水道の安定的な経営を図る基本とするため、埼玉県及び県内市町村の計画状況について情報収集に努めるとともに、県主催の「経営戦略の策定」の概要に係る講習会に参加しました。</p> | | |
| 全体総括 (成果・効果) | <p>公共下水道の地方公営企業法適用に伴い実施した固定資産調査と企業会計システムの導入により、資産状況の把握が容易となり、予算・決算や伝票等の会計処理、財務諸表等の作成等が的確に行えるようになりました。また、経営状況の分析が容易となったことから事業の計画性や透明性が向上し、経営基盤の強化を可能とすることができました。 下水道台帳については、電子化が可能となったことにより業務の効率化と利用者への利便性が向上しました。</p> | | <p>今後へ向けて (課題・展望)</p> | <p>今後、安定的に事業を継続していくため、中長期の収支計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政面でのマネジメントの向上を図り、事業全体を安定化させることが必要となります。このため、引き続き講習会や研修に参加するとともに、埼玉県及び県内市町村の計画状況について情報収集に努めます。</p> | | | |

4 本庄市行政改革大綱の基本方針ごとの総括

＜基本方針 1. 行政サービスの質の維持・向上＞

インターネットを利用して行うことのできる行政手続きが拡大したことなどにより、行政サービスの利便性向上につながりました。また、広報紙や市ホームページ、SNSによる積極的な情報発信や、地域（市民や地元企業等）と市長との情報交換の実施などにより、公正で透明性の高い行政経営が図られ、行政サービスの質の維持・向上につながりました。

今後も、十分なセキュリティ対策を講じた上で、ICTを有効活用した行政手続きの充実と、それらの利用者の増加につながるような効果的な周知・PRを図り、更なるオンライン化の推進に取り組んで参ります。また、引き続き、地域の意見や課題、多様化するニーズを的確に把握し、時代の変化に対応した質の高い行政サービスの提供に努めて参ります。

＜基本方針 2. 行政サービスの提供方法の見直し＞

行政サービスの提供方法の見直しにより、公立保育所の民営化や豊富な知的資源を持つ早稲田大学との連携、ボランティア団体やNPO等の市民との協働によるまちづくりの推進など、民間活力の積極的な活用が図られました。また、個人の能力や実績に基づいた人事評価の実施、職員研修の充実、組織の見直しなどにより、職員の意識改革や人材育成の推進、適正かつ効率的な組織の実現につなげるとともに、公共施設マネジメントにおいても、公共施設に関する総合管理計画の策定や、周辺の老朽化施設の統廃合を含む二つの複合施設（市民活動交流センター・児玉総合支所複合施設）の建設などにより、公共施設の適正配置につなげて参りました。

引き続き、行政サービスの提供方法の見直しを図っていくとともに、指定管理者制度や民間委託の推進に加え、新たな公民連携については、今後の課題と捉え、更なる調査・研究を続けて参ります。

＜基本方針 3. 健全な財政運営＞

自主財源の確保に向けて、市税などの収納率の向上に取り組んだ結果、概ね数値目標を達成することができました。一方で数値目標を達成できない項目もありましたが、数値自体が上昇傾向にあるなど、各種の取組みにより一定の成果は上げている状況といえます。また、新規媒体での有料広告の導入や積極的な企業誘致による税収の確保、未利用財産の有効活用により、自主財源の確保につなげるとともに、各補助金や市債等の見直しにより、歳出の適正化や健全化を図って参りました。その他、特別会計の収支均衡化や、基金の適正活用による財政負担の平準化や将来負担の軽減化など、財政構造の見直しを行うことに

より健全な財政運営につなげて参りました。

今後も、市税などの口座振替の推進や納付方法の多様化に向けた検討、税等の公平負担の観点から滞納処分の強化等を進めていくとともに、ネーミングライツ制度をはじめとする新規媒体への有料広告の拡大、企業ニーズに対応した産業用地の創出等にも取り組み、自主財源の確保につなげて参ります。また、引き続き、公平で透明性のある補助金制度の検討、有利な起債の活用や計画的な市債の発行に取り組み、財政の健全化に努めて参ります。

5 本庄市行政改革大綱のまとめ

今回の「本庄市行政改革大綱」では、基本方針として「1. 行政サービスの質の維持・向上」「2. 行政サービスの提供方法の見直し」「3. 健全な財政運営」の3つの方針を掲げるとともに、それらを達成するための具体的な取り組みとして52項目の「実施計画」を策定し、行政改革の着実な推進に取り組んできました。

その結果、項目によって効果の大きさに違いはあるものの、ほぼ全ての計画において一定の成果を上げており、行政効率の向上や財政の健全化に寄与しているものと考えます。

なお、本大綱に基づいた各取り組みは平成29年度で終了となりますが、引き続き実施していくべき事業については、この5年間の成果や課題等を踏まえながら、今後も行政改革の趣旨に則り継続して取り組んで参ります。

また、平成30年3月には、行政改革の更なる推進のため、これまでの行政改革の取り組みや社会経済情勢の変化を踏まえて、新たな「本庄市行政改革大綱」（計画期間：平成30年度～平成34年度）を策定しました。今後は新たな大綱に基づいて、行政改革の一層の推進を図って参ります。